

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年6月24日
【事業年度】	第14期（自平成25年4月1日至平成26年3月31日）
【会社名】	株式会社ソケット
【英訳名】	Sockets Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 浦部 浩司
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目1番12号
【電話番号】	03-5785-5518
【事務連絡者氏名】	取締役 経営企画管理本部長 宮木 公平
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目1番12号
【電話番号】	03-5785-5518
【事務連絡者氏名】	取締役 経営企画管理本部長 宮木 公平
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月
売上高 (千円)	-	-	-	2,499,448	2,197,203
経常利益又は経常損失 (千円)	-	-	-	218,983	135,858
当期純利益又は当期純損失 (千円)	-	-	-	126,636	758,674
包括利益 (千円)	-	-	-	121,211	762,079
純資産額 (千円)	-	-	-	2,054,649	1,408,242
総資産額 (千円)	-	-	-	2,554,205	1,847,218
1株当たり純資産額 (円)	-	-	-	900.90	579.74
1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額 (円)	-	-	-	56.99	322.58
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	54.51	-
自己資本比率 (%)	-	-	-	78.7	74.8
自己資本利益率 (%)	-	-	-	6.3	-
株価収益率 (倍)	-	-	-	17.4	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	435,661	9,526
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	437,378	418,658
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	12,092	109,652
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	-	-	-	791,107	472,575
従業員数 (人)	-	-	-	118	110
(外、平均臨時雇用者数)	(-)	(-)	(-)	(37)	(28)

(注) 1. 当社は、第13期より連結財務諸表を作成しているため、第12期以前の連結経営指標等については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第13期の自己資本利益率は、連結初年度のため期末自己資本に基づいて計算しております。

4. 第14期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

5. 第14期の自己資本利益率及び株価収益率については、当期純損失であるため記載しておりません。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月	平成22年 3月	平成23年 3月	平成24年 3月	平成25年 3月	平成26年 3月
売上高 (千円)	2,575,518	2,968,496	2,440,016	2,414,017	2,121,672
経常利益又は経常損失 (千円)	470,453	595,539	233,247	234,016	126,304
当期純利益又は当期純損失 (千円)	259,680	335,008	115,266	136,376	743,511
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	378,712	385,647	388,317	391,367	490,847
発行済株式総数 (株)	2,106,000	2,163,200	2,195,000	2,231,000	2,424,000
純資産額 (千円)	1,440,030	1,782,739	1,897,570	2,028,256	1,419,670
総資産額 (千円)	1,939,051	2,378,986	2,422,741	2,498,806	1,862,512
1株当たり純資産額 (円)	682.78	821.77	861.47	905.26	590.18
1株当たり配当額 (円)	-	5.00	5.00	5.00	5.00
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(2.50)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額 (円)	123.59	156.97	53.02	61.37	316.13
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	108.39	141.47	48.90	58.71	-
自己資本比率 (%)	74.2	74.7	78.0	80.8	75.5
自己資本利益率 (%)	24.6	20.8	6.3	7.0	-
株価収益率 (倍)	18.0	11.0	20.5	16.1	-
配当性向 (%)	-	3.2	9.4	8.2	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	492,811	496,560	57,007	-	-
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	282,396	462,398	309,037	-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	503,165	3,376	3,893	-	-
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,023,300	1,060,840	804,917	-	-
従業員数 (人)	86	105	116	109	101
(外、平均臨時雇用者数)	(20)	(18)	(13)	(37)	(28)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第11期の1株当たり配当額には、創立10周年記念配当2.5円を含んでおります。

3. 第14期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため、記載しておりません。

4. 第13期より連結財務諸表を作成しているため、キャッシュ・フロー計算書に関する数値を記載しておりません。

5. 第14期の自己資本利益率、株価収益率及び配当性向については、当期純損失であるため記載しておりません。

## 2【沿革】

年月	事項
平成12年6月	東京都港区港南において、携帯電話向け通信アプリケーションの開発及びサービスの提供を目的として、株式会社メディアソケットを設立（資本金50百万円）
平成12年8月	携帯電話向けサービスの提供を開始（注1）
平成13年3月	本社を東京都千代田区一番町に移転
平成14年12月	米国向け携帯電話アプリケーション開発・提供を目的とした、MEDIA SOCKET US, INC.を設立
平成15年9月	モバイルゲームアプリケーションの提供を開始
平成17年3月	本社を東京都港区虎ノ門に移転
平成17年6月	KDDI株式会社へ携帯電話音楽検索サービス「聴かせて検索」をサービスアプリケーション・プリセットモデルにて提供（注2）
平成18年1月	KDDI株式会社の総合音楽サービス対応端末向けアプリケーションの開発、サーバー及びサービスの運営を開始
平成19年4月	米国向けサービスの終了により、MEDIA SOCKET US, INC.を清算
平成19年8月	商号を株式会社ソケットに変更
平成21年4月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
平成21年6月	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモへ「コミック検索」の提供を開始
平成21年8月	本社を東京都渋谷区千駄ヶ谷に移転
平成22年10月	楽天株式会社へ「メディア商品のナビゲーションサービス」の提供を開始
平成23年1月	KDDI株式会社との協業による音楽ストリーミングサービス「LISMO WAVE」の提供を開始
平成24年9月	株式会社T.C.FACTORYを株式取得により連結子会社化
平成25年10月	株式会社CSマーケティングをカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社と合併により設立

(注) 1. 携帯電話で、画像と音楽とテキストを同期したデータを送付するサービスを開発し、主にKDDI株式会社や株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ等の通信事業者を通じ、メールサービスを中心としたモバイルサービスを提供いたしました。

2. プリセットモデルとは、アプリケーションをユーザーが携帯電話端末購入後に、任意にダウンロードするのではなく、ソフトウェアが携帯電話端末の工場出荷時に既に搭載されていることを指します。ここでは、当社開発の音楽検索用のソフトウェアが、あらかじめ携帯電話に内蔵された状態で、提供されたことを指しております。

## 3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社グループの関係会社）は、当社（株式会社ソケット）及び連結子会社の株式会社T.C.FACTORY（以下、「TCF」といいます）並びに持分法適用関連会社である株式会社CSマーケティング（以下、「CSM」といいます）の3社であります。

当社グループは、音楽、映像、書籍、人名等のデータベースを開発し、それらを活用したサービスを、主にスマートフォン及びPC向けにアプリケーションの開発と組み合わせたサービスの仕組み（サービスのプラットフォーム）とサービスの開発と提供を行っております。具体的には、音楽、映像、書籍等のメディア検索サービス、おすすめ紹介サービス及びストリーミング関連サービス等、モバイルを中心としたインターネットサービスやその仕組みの開発・運営を提供しております。

サービスライン別では、主に通信事業者及びEC取引事業者との協力関係のもと、ユーザーに対してメディア検索サービス、おすすめ紹介サービス、ストリーミングサービス及びデータベースの開発やサービス運営等を通じて提供する「B to B to C」モデルのメディアビジネスと、女性を中心としたユーザーに対して通信事業者の公式サイトを通じてモバイルサービスを提供する「B to C」モデルのコンテンツビジネスになります。いずれにおいても、作品の情報及びユーザーの利用履歴等のデータベースを活用したサービス提供に特徴があります。

それらのより詳しい内容は、以下のとおりとなっております。

なお、当社グループは単一セグメントとしておりますので、サービスライン別に記載しております。

### (1)メディアビジネスについて

当社グループのメディアビジネスにおける現在の主力サービスは、作品（音楽・映像・書籍等）に特化した携帯電話及びスマートフォン上でのメディア検索関連サービス、ストリーミング関連サービスであります。「メディア検索関連サービス」とは、音楽や映像、書籍等の作品を知る・探す・購入するために最適化された検索サービスを指し、一般の総合検索サービスに比べてその情報量は限られるものの、「作品情報中心」（提供する情報を、例えば音楽であればアーティスト名・曲名や楽曲ごとの音楽的な特徴や曲のテーマ性等の作品を特徴づけるデータに絞っていること）とした情報の詳細な整理により、ユーザーが音楽や映像、書籍等の購買やレコメンド（おすすめ

め)情報を、より分かりやすく、簡単にかつジャンル横断的に知ることを可能とします。また、ユーザーが興味を持った作品を購入するためのサイトに誘導し、結果として購入率が高まるという特徴があります。また、「ストーリーミング関連サービス」とは、インターネットを活用した放送型サービスを指し、ユーザーの気分やシチュエーション等に合わせて選曲された曲を、いつでもどこでも聞くことができるLIFE's radio(以下、「ライフズ」といいます)や、全国FMラジオをどの地域からもインターネット経由で聴くことができるサービス等を実現しております。

当社グループのメディア検索関連サービスは、現在、KDDI株式会社及び株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモに対して、ストーリーミング関連サービスは、主にKDDI株式会社と協業にて提供しており、ユーザーに対しては両社を通じたサービスとして提供されています。

当社グループが現在提供している主なサービスには以下のものがあります。

主要サービス (サービス開始年月)	内容
音楽検索サービス (平成18年1月)	音楽作品を対象とした音楽専門検索サービスです。アーティスト、曲名、歌詞のみならず、ユーザーの気分、曲調、イメージ、楽器、声質、奏法等独自で定義した作品メタデータ(作品に付随する情報や特徴づけ)を活用したフリーワードでの検索機能とデジタルコンテンツへの簡単な購入導線が特徴です。また、アプリケーションによる音声データの取り込み等携帯電話及びスマートフォンの内部機能を利用した検索機能等を実現しています。
書籍検索サービス (平成20年10月)	電子書籍及び一般書籍を対象とした専門検索サービスです。独自で定義している作品のキーワードなどの特徴情報やシリーズ情報といったメタデータを活用した検索機能等を実現しています。
メディア商品のナビゲーションサービス (平成22年10月)	ECサイトなどを対象としたナビゲーションサービスです。音楽・CD、ゲーム、本・書籍及びDVD・ブルーレイ等のパッケージコンテンツを中心に独自で定義している特徴情報によって、横断的に検索し、関連性を重視したおすすめ商品をナビゲート(紹介)します。ユーザーが指定したメディア商品に対して、音楽・映像・書籍をまたがるメディアミックスで商品の繋がりが表現できるところに特徴があります。
ストーリーミング音楽放送サービス (平成23年1月)	インターネットを活用した放送型サービスです。地域に制限されることなくFMラジオ放送が全国各地でも楽しめ、また、ライブ配信等の音楽映像チャンネルなど楽しむことができるストーリーミングプラットフォームサービスです。現在、通信会社との協業により提供しています。また、自社サービスとして、ライフズを平成25年6月に開始し、ユーザーの気分やシチュエーション等に合わせて選曲された曲を、いつでもどこでも聞くことができるストーリーミング型のラジオサービスです。

これらのサービスは、主に、以下の要素で構成されています。

サービスを実現するための携帯電話及びスマートフォン端末へのアプリケーションの開発

当社グループは、当該サービスに必要な携帯電話及びスマートフォン端末側での検索・通信・再生アプリケーション等のソフトウェアの開発を行っており、これらのアプリケーションを「メディアサービスアプリケーション(MSAP)」と総称しております。「メディアサービスアプリケーション」は、携帯電話及びスマートフォン上で音楽・映像等の作品を検索・再生・視聴するだけでなく、通信機能を活用して、検索・再生・視聴しながら多様な関連情報を取得することができます。

これに係る収入は、主に通信事業者やメディアサービス企業からの開発収入であり、アプリケーション開発に関する対価になります。案件毎に内容や規模に応じて決定します。なお、MSDBと連携するクライアントモジュールやUIモジュールについては、ライセンス収入となります。

音楽や映像等の作品(コンテンツ)とユーザープロファイル(ユーザーの作品検索履歴等)に特化したデータベースの構築・運用

当社グループでは、メディア検索サービス、おすすめ紹介サービス及びストーリーミング関連サービスのためのデータベースの構築・運用を行っており、当該データベース及びその関連機能を総称して「メディアサービスデータベース」(MSDB)(注1)と呼称しています。MSDBには、ひとつの作品を様々な角度(要素)から検索したり、音楽・映像・書籍等のジャンル横断型レコメンド情報サービスが可能となるメタデータを蓄積しているほか、ユーザーの検索履歴及びその解析データをユーザープロファイルのデータベースとして蓄積しています。MSDBを利用することで、個々のユーザーに対する情報提供(検索結果、レコメンド情報等)を可能としています。

これに係る収入は、主に通信事業者やメディアサービス企業からのライセンス収入があります。

データベースとストリーミングを活用して実現するサービスの提供・運用・保守

当社グループでは、上述のアプリケーションやデータベースを活用し、メディア検索やストリーミング関連を中心としたサービスの開発、運営・保守を行っております。このアプリケーション開発やサーバー等のインフラ開発、そしてデータベースの構築、サービスの開発・運営までを全て当社グループにて提供できる点に特徴があります。

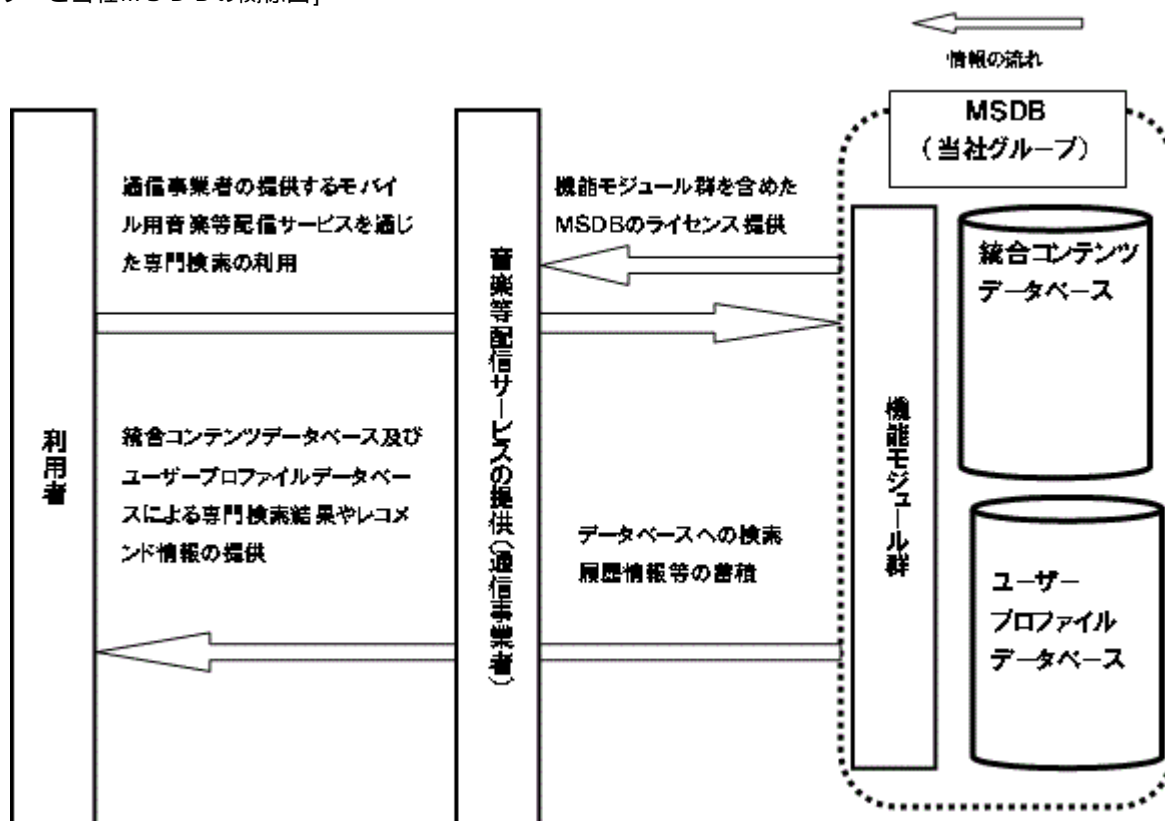
これに係る収入は、通信事業者からの開発収入、運用・保守収入、利用者からの課金収入、視聴数等に応じて決定する広告収入などがあります。

(注1)「MSDB」(メディアサービスデータベース)

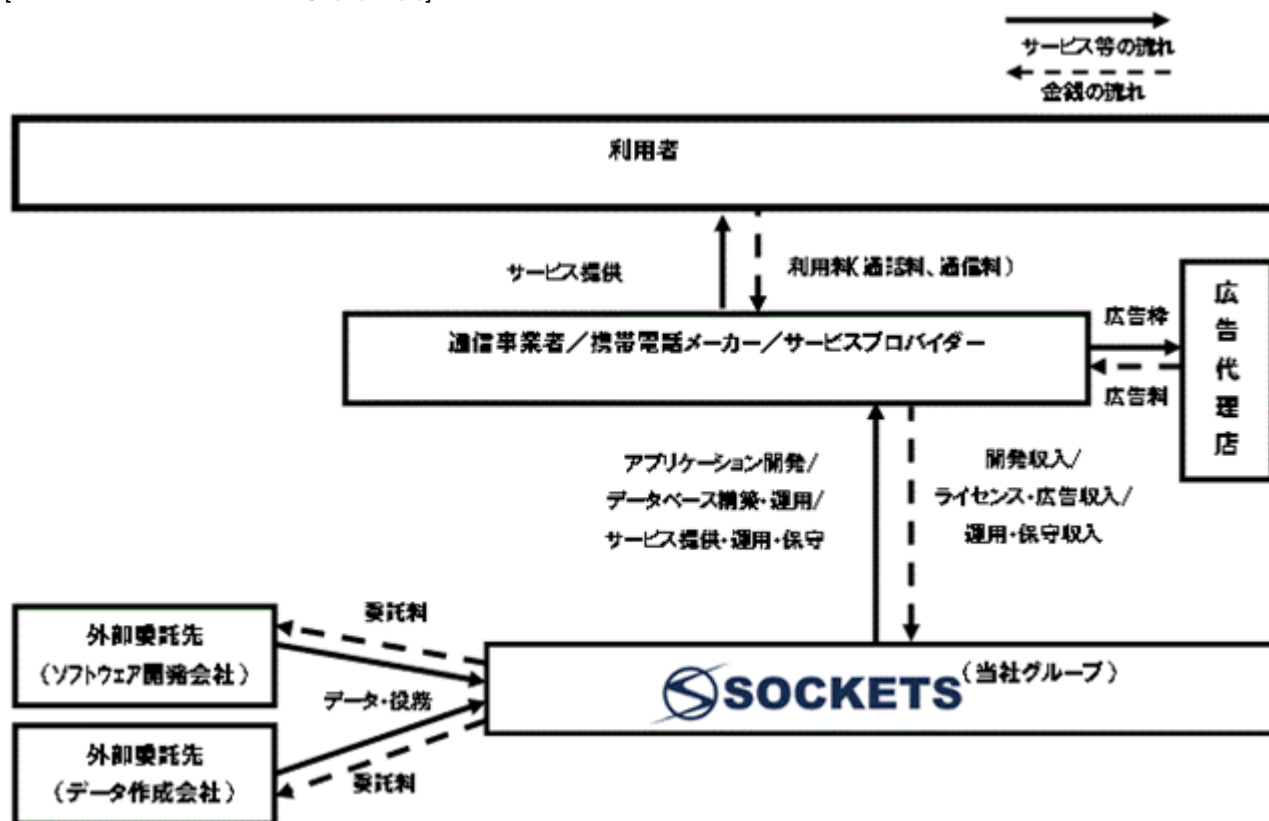
MSDBは、以下の要素にて構成されております。

1. 音楽・映像・書籍等の作品(コンテンツ)のメタデータとして、特徴情報を当社独自に付与し、当社で独自ID(作品毎の固有識別コード)である「MSID」で整理した「統合コンテンツデータベース」
2. 当社開発のアプリケーションやウェブブラウザを通じた検索機能やレコメンド機能、広告機能等を実現するための「機能モジュール群」
3. サービス利用履歴の蓄積・解析による「ユーザープロフィールデータベース」  
以上によって構成された音楽・映像・書籍等の作品を検索やレコメンドなどでユーザーに紹介するサービスのためのサーバー側フレームワークの総称であり、当社のMSDBをライセンス提供することにより、通信事業者やメディアサービス企業は、サイトの魅力を向上させ、購買機会を増加させる効果があります。
4. APIの提供等、マルチサービス、マルチデバイスへの展開と、特定のサービスに依存しないための仕組みとしてサービス基盤であるコア部分とインターフェース側部分をより意識した構成となっております。
5. ユーザーが通信事業者等の提供するサービスを利用する際の、ユーザーと当社MSDBの関係をイメージ図にすると以下ようになります。

[ユーザーと当社MSDBの関係図]



[メディアビジネスにおける事業系統図]



(2)コンテンツビジネスについて

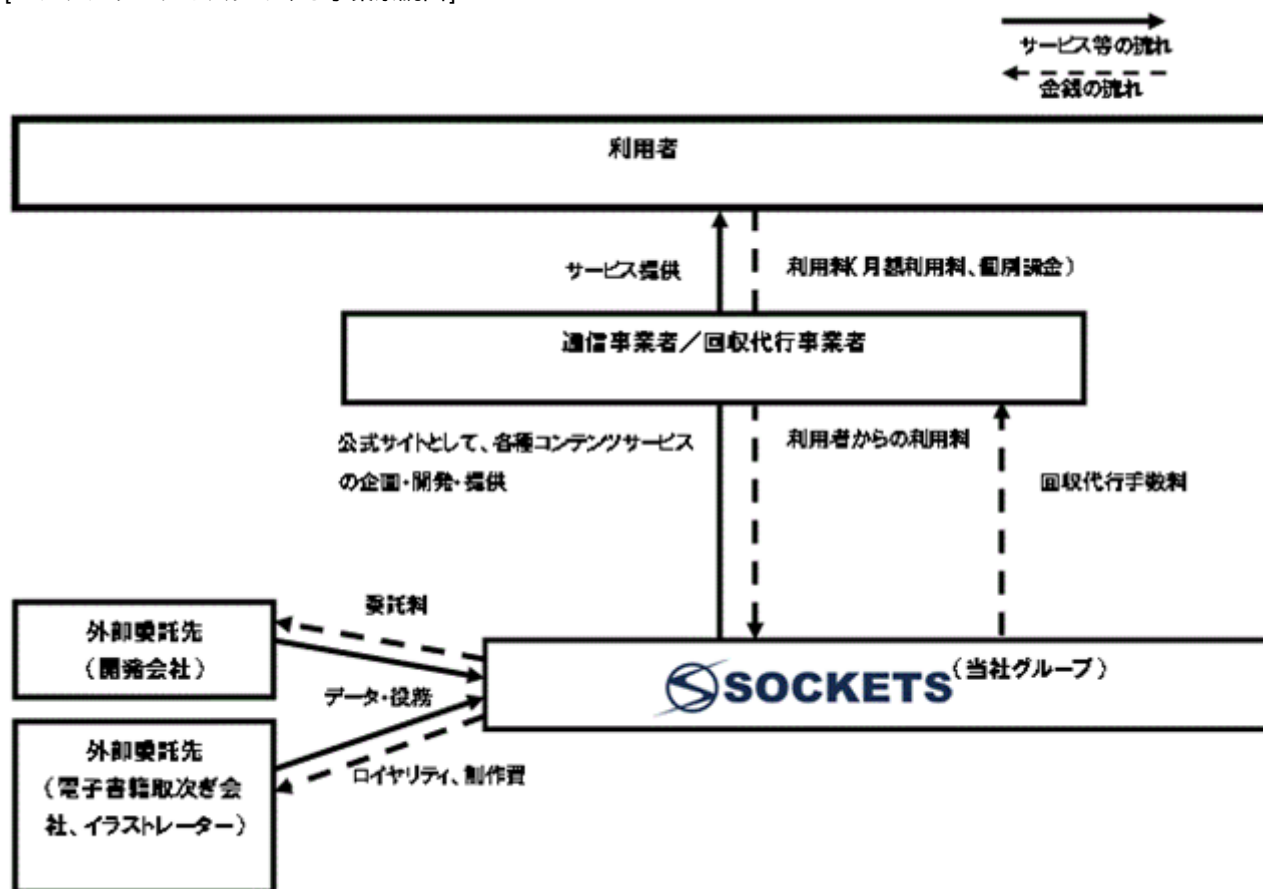
当社グループのコンテンツビジネスは、主に携帯電話及びスマートフォン向けのモバイルサービスの開発・提供等を行なっています。主なサービスとしては、20歳代～30歳代前半の女性ユーザーをメインターゲットとし有料にて提供しているモバイルサービス「デコガール」等があります。当社グループが提供する主なサービスは、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモのiモード・SPモード、KDDI株式会社のEZweb及びauスマートパス、ソフトバンクモバイル株式会社のYahoo!ケータイの有料公式コンテンツとして提供されています。ユーザーへの課金、情報料の回収代行は各通信事業者が行っており、当社グループは各通信事業者へ回収代行手数料を支払っております。

コンテンツビジネスにおける主要サービスの概要は以下のとおりとなっております。

サービス名（サービス開始年月）	内容	料金（税抜）
デコガール（平成17年10月）	メール素材の提供	月額200円
デコガールBOOKS（平成19年8月）	電子書籍の提供	1コンテンツ20円～700円

平成26年5月末時点の料金を記載しております。

[コンテンツビジネスにおける事業系統図]





#### 4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所 有割合(%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社 T.C.FACTORY	東京都渋谷区	184	インターネットを活用した サービス、アプリケーション、 データベースの開発・ 提供	77.8	データー ベースの開 発委託等 役員の兼任
(持分法適用関連会社) 株式会社CSマーケティング	東京都目黒区	50	情報処理サービス事業及び 情報提供サービス事業等	49.0	データー ベースの開 発委託等 役員の兼任

- (注) 1. 上記の連結子会社は、特定子会社に該当していません。  
2. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。  
3. 持分法非適用関連会社が1社ありますが、重要性が乏しいため記載していません。

#### 5【従業員の状況】

##### (1) 連結会社の状況

当社グループは、単一セグメントであるため、セグメント区別の従業員数は記載していません。

平成26年3月31日現在

従業員数(人)
110(28)

- (注) 従業員数は就業人員(当社グループ外から当社グループへの出向者を含む)であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含む)は、年間の平均人員を( )外数で記載してあります。

##### (2) 提出会社の状況

当社は、単一セグメントであるため、セグメント区別の従業員数は記載していません。

平成26年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(才)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
101(28)	35.7	4.3	5,478

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社外から当社への出向者を含む)であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含む)は、年間の平均人員を( )外数で記載してあります。  
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んであります。

##### (3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

前年比較となる前連結会計年度において株式会社T.C.FACTORYを子会社化し、これにより同社を連結の範囲に含めておりますが、みなし取得日を前第2四半期連結累計期間の末日としているため、前連結会計年度の連結損益計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書には、当該連結子会社の10月1日から3月31日までの6ヵ月間の業績のみが含まれております。

#### (1) 業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、金融緩和や各種経済対策の効果もあり円安・株高傾向がみられ、景気回復の足取りは確かなものとなりつつありますが、平成26年4月に引き上げとなる消費税に対する個人消費低迷への懸念等、依然として不透明な状況が続いておりました。

このような経済環境の中、現在の主要事業領域である国内携帯電話関連市場においては、国内携帯電話加入契約数が1億3,955万件（平成26年3月31日現在）となり、直近では前月比微増となっております。（注1）また、スマートフォン端末も、引き続き増加傾向にあり、平成25年度のスマートフォン契約数は前年度末より1,376万件増加となり、直近の契約数ベースでは5,734万件と端末契約数の47.0%まで拡大しております（平成26年3月31日現在）。（注2）

インターネットサービスを取り巻く環境は、平成28年に第4世代（4G）と呼ばれる次世代携帯電話サービスの開始が明らかとなる等、通信速度の高速化は一層進むことが予想されます。また、スマートフォンの普及による端末の高性能化、そしてクラウド化やビッグデータの活用の流れにより、インターネット上の膨大な情報を整理・編集し、人の好みにあわせて必要な情報を必要なタイミングでナビゲーションする必要性が高まっております。このようなネットワークサービス基盤の構築を始め、放送、通信、音楽及び出版等の各種業界間の連携、コンテンツ提供等の権利者からの許諾、消費者ニーズの多様化にあわせ、ストリーミング形式による定額制の音楽配信及び映像配信サービス、あるいは電子書籍配信サービスにより、メディア関連サービス市場及びインターネット関連市場は、一層の成長が期待されます。特に国内音楽配信市場については、音楽関連売上規模そのものはアメリカに次ぐものでありながら、媒体別デジタル経由の売上は全体の20%未満であり、50%超であるアメリカやその他諸外国と比較して低いことから、潜在的な市場として期待されます。今後、インターネットにつながるデバイスが、テレビや自動車等生活に密着した機器により広がることで、コンテンツ及び情報の流通経路並びにビジネスモデルの多様化も進み、スマートフォン以外的高速移動通信サービス対応端末への拡大によって収益機会の増加も予想されます。

（注1） 社団法人電気通信事業者協会のデータに拠っております。

（注2） 株式会社MM総研[東京・港]のデータに拠っております。

このような環境のもと、当社グループは、「データベース・サービスカンパニー」として人と作品との出会いによる「気づき」、「興味」、「共感」をつなぐ、すなわち「人の気持ちをつなぐ」をコンセプトに、人と作品（コンテンツ）との出会いを創ることを目的に当社グループの特徴となるMSDBを開発し、通信会社及びEC事業者を中心に、それらを活用したサービス開発及び提供を行っております。

具体的には、音楽・映像・書籍について作品の基本情報となるタイトルやアーティスト（作者）等に加え特徴的な作品のキーワードによって検索ができるメディア検索サービス、作品のテーマ性を持ったキーワードを軸に関連した商品・作品をレコメンドするおすすめ紹介（レコメンド）サービス、膨大なコンテンツを逐次再生するためのインターネットを活用した放送型のストリーミングサービスを展開しております。

当社グループは、事業構造改革として、課題である大型開発収入による売上依存を下げつつ、MSDBを強化し、かつそれらを活用したユーザーベースを軸とするビジネスモデルの開発にも取り組んで参りました。

その取り組みとしてMSDBだからこそ実現できる1つの形として、日本発の本格的なパーソナルラジオサービス「LIFE's radio」（以下、「ライフズ」といいます）を平成25年6月に開始いたしました。ライフズは、ユーザーの気分やシチュエーション等に合わせて選曲された曲を、いつでもどこでも聴くことができるストリーミング型のラジオサービスです。プロの編集スタッフによって独自にセレクトされたテーマやシーン別等約1,000のオリジナル番組に加え、「SEED」（今、オンエアしている楽曲と雰囲気に近い曲が自動的にオンエアされる機能）や「LIKE」（LIKEした曲を分析し自分の好みをオンエアに反映する機能）により、ユーザーの嗜好を分析し、使えば使うほど、ユーザーの好み番組に自動的に反映されていくカスタマイズ型サービスが大きな特徴となります。これは、当社が約10年間、楽曲を1曲ずつ実際に人が聴いて音楽理論に基づく分類及び感性的な分類を行い構築してきた、独自の感性的な音楽データベースを活用した新しいタイプの音楽配信サービスとなります。ライフズで活用する選曲エンジンや配信プラットフォームについては、ユーザーベースをもつ特定のパートナー企業へのライセンス提供も随時図って参ります。

また、平成25年8月には、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社（以下、「CCC」といいます）と資本・業務提携をいたしました。CCCグループは、国内最大規模の会員基盤及びエンタテインメントを中心としたマーケティング・データベースを有している国内有数の企業であります。当社のMSDBを最大限活用し収益機会の拡大を目指すこと、並びに両社の競争力強化及び顧客価値の最大化を目的に、両社データベースの連携を図ることで、中長期的な発展、成長、企業価値向上につながるものと判断いたしました。具体的には、資本提携の一環としてCCCは、当社

の第2位株主となるK D D I株式会社が保有する当社株式240,000株と同数を第三者割当及び既存株主から取得しております。

そして、業務提携の一環としてC C Cグループが有する会員基盤及びマーケティング・データベースと、作品データベースを有する当社M S D Bを連携させ「共通基盤」となるデータベースを構築し、このデータベースを活用したC C Cグループの店舗やオンラインサービスを利用するユーザー向けと第三者へのライセンス提供も視野に入れ、良質で特徴的な商品情報の提供を目的に、平成25年10月に合弁会社である株式会社C S マーケティング（以下、「C S M」といいます）を設立いたしました。C S Mでは、C C Cグループが保有するマーケティング・データと当社M S D Bが保有する作品に付与した感性的な特徴情報を活かした独自の感性マーケティングエンジンを組み合わせ新たなマーケティング事業への取り組みを推進して参ります。

一方で、下期後半に通信会社とのサービスにおける障害品質対策が急務となり、体制の強化、開発・運用ルールの統一化及びツールの開発と活用等に取り組んで参りました。これらの取り組みもあり、新しいサービス開発等の企画提案が遅れ、改めて既存ビジネスの延長上の開発だけでなく、M S D Bをより活用した企画提案型のサービス開発の強化にも取り組んで参ります。課題となる運用・開発における品質向上及び企画提案の強化に努めて参ります。

当連結会計年度の売上高は、サービスライン別としてB to B to Cモデルであるメディアビジネスが、メディア検索サービスや商品・作品おすすめ紹介サービス及びストリーミング関連サービスにおいて、フィーチャーフォン（従来型の携帯電話）からスマートフォン・P C向けユーザーへのシフトが進み、当社サービス及びデータベースを利用するユーザー数は堅調に推移し、1,000万人を突破しました。その一方で、特定のコンテンツサイト運用受託を予定通り終了したこと等による運用関連売上の減少及び新しい音楽関連サービスにおける開発等があったものの、当連結会計年度において、開発遅延や変更並びにサービス障害対応・品質向上対策を実施したことで新規サービスの企画提案活動が当初想定より実施できず開発収入が減少となった結果、前年同期比89.5%の2,019,321千円となりました。また、フィーチャーフォン向けB to Cモデルであるコンテンツビジネスは、引き続き当社がスマートフォン向けサービスへ注力していることもあり前年同期比72.9%の177,882千円となりました。

売上原価は、開発収入の減少等による売上原価の減少があった一方で、事業構造改革の取り組みによりオリジナル音楽サービス及び関連サービスの開始に伴うM S D B及びそのエンジンの減価償却費並びに権利者への支払いの計上による増加がありました。また、一部サービスにおける障害対応及び品質安定化のための追加対策費用が発生し、加えて、一部の新規開発案件において要件対応等から検収の時期ずれが発生し、今後の新規サービスの展開を踏まえ、開発体制を強化することとし、追加コストの発生によって受注金額を上回る見込みから引当金を計上したこと等により売上原価の増加となりました。その結果、前年同期比103.4%の1,784,988千円となりました。

販売費及び一般管理費は、効率的な執行に努めるとともにコンテンツビジネスにおけるフィーチャーフォン向けサービスの減少に伴う回収代行手数料の減少があった一方で、オリジナル音楽サービスに関連するプロモーション費用の計上により前年同期比98.1%の543,908千円となりました。

特別損益としては、投資有価証券売却益18,450千円の計上、固定資産除却損及び減損損失499,421千円の計上並びに関係会社株式評価損29,284千円の計上をいたしました。

これらは、C C Cグループとの資本・業務提携が確定し、事業構造改革を加速させ、中長期的な成長戦略と経営資源を踏まえ、結果「選択と集中」を推進し、データベース及びマーケティングエンジン開発を短期的かつ機動的に構築するため、一部の自社W E Bサービスの終了及び一部の地域・放送関連等のソフトウェアの開発を一時中断し、選択と集中の一環として投資先企業の有価証券の売却及び株式の評価減を実施いたしました。また、第4四半期連結会計期間にソフトウェア等の回収可能性を慎重に検討した結果、減損損失を追加で実施しております。当社グループはデータベースを中心としたソフトウェアを保有しております。これらは将来の収益を獲得するために複数の提供先を想定したものとなりますが、現時点において全ての提供先が確実といえる状況ではないことから取引の不確実性に加味した回収計画に基づいて実施いたしました。なお、業績等を勘案して、繰延税金資産の回収可能性を慎重に検討した結果、繰延税金資産を取り崩すこととしたため、法人税等調整額114,851千円を計上しております。

これらの事業活動の結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高2,197,203千円(前年同期比87.9%)、営業損失131,693千円、経常損失135,858千円、当期純損失758,674千円となりました。

## (2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」といいます）は前連結会計年度末に比べ、318,532千円減少し、472,575千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は、9,526千円(前年同期は435,661千円の獲得)となりました。主な収入要因としては、減価償却費246,342千円の計上がありました。一方で、主な支出要因としては、売上債権の増加40,543千円、仕入債務の減少18,140千円、賞与引当金の減少3,582千円及び法人税等の支払額43,704千円がありました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、418,658千円(前年同期は437,378千円の使用)となりました。主な収入要因としては、投資有価証券の売却による収入64,750千円によるものであります。主な支出要因としては、自社サービス用ソフトウェアの開発等に係る無形固定資産の取得393,686千円及び関係会社株式の取得68,253千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果獲得した資金は、109,652千円(前年同期は12,092千円の使用)となりました。主な収入要因としては、株式発行による収入192,423千円、主な支出要因としては、自己株式の取得による支出52,192千円及び期末配当等に伴う配当金の支払額11,341千円であります。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは、生産実績を定義することが困難であるため、生産実績の記載はしていません。

(2) 受注状況

当社グループは、受注生産を行っておりませんので、受注実績の記載はしていません。

(3) 販売実績

当連結会計年度の販売実績において、当社グループは単一セグメントとしているため、サービスライン別に示すと次のとおりであります。

名称	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
メディアビジネス	2,019,321	89.5
コンテンツビジネス	177,882	72.9
合計	2,197,203	87.9

(注) 1. 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績に対する割合は次のとおりであります。

なお、KDDI株式会社に対する販売実績は、各通信事業者の情報料回収代行サービスを利用して、一般ユーザーに有料情報サービスを提供するものが含まれております。

相手先	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
KDDI株式会社	1,721,650	68.9	1,592,165	72.5

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

## 3【対処すべき課題】

携帯電話、スマートフォン及びインターネット関連の技術進化、ユーザー嗜好の変化、他分野の事業会社の新規参入及び新しいサービスの増加等、変化の激しい事業環境の中で、当社グループが長期的に持続可能な成長を見込み、経営戦略を確実に遂行していくために、以下のような課題に対処して参ります。

(1) 優秀な人材の確保、育成

継続的な成長の原資である人材は、当社グループにとって、最も重要な経営資源と認識しております。当社グループの技術開発力やサービス企画力及びサービス制作・運営力を維持し、継続的に発展、強化していくために、優秀な社員を継続的に雇用し、その成長の機会を提供し、かつ、事業規模を拡大させていくための人材を獲得する必要があります。

人的基盤を強化するために、専任者を設ける等採用体制の強化、教育・育成、研修制度(新入社員向け、中堅社員向け、管理職向け)、人事評価制度の充実等の各種施策を進める方針であります。

## (2)開発・品質管理体制の強化

当社グループが開発を手掛ける携帯電話、スマートフォン及びPC向けを中心としたアプリケーション、データベース及びサービスは、端末機能等と密接に結びついていることから、開発内容が複雑化する傾向があります。また、通信事業者等顧客が開発スピードのさらなる向上や開発コストの軽減を求めてくることが想定されるため、これらへの対応力の強化が必要となります。

このため当社グループでは、企画営業部門と開発部門の組織体制の見直し、開発・運用ルールの一貫化、ツールの構築と活用、外部検証専門会社の活用及び専任の品質管理者の選任・拡充等を行うなど、開発管理体制を強化する方針であります。

## (3)収入モデルの多様化

現在の当社グループの主な収入モデルは、利用料収入（月額課金、個別課金）モデル、開発収入モデル、運営収入モデル、ライセンス・広告収入モデル等であります。しかしながら、昨今のスマートフォンの急速な普及により、携帯電話関連市場における各種無料サービスの広がりや、インターネットサービスとのより一層の連携等により、従来の携帯電話関連サービスのビジネスモデルは、大きな変化の時期を迎えております。そのため、比較的規模の大きい新しいサービスにおける開発収入の規模及び時期が従来より流動的になってきていることから、当該連結会計年度の経営成績に与える影響が大きくなっております。

このため、当社グループでは、従来の上記収入モデルに加え、サブスクリプション型モデル、広告及びマーケティング型モデル並びに自社サービス運営から派生する新たな収入モデルへの取り組みを進めております。

## (4)内部管理体制、コーポレート・ガバナンスの充実

当社グループでは継続的な成長を実現していくために、事業規模に応じた内部管理体制の充実が不可欠であると認識しております。金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の評価へ対応すべく、業務の適正性や効率性、財務報告の信頼性の確保に努める必要があります。

今後も事業規模の拡大に合わせ、管理部門の一層の強化による内部管理体制の整備を図るとともに、会議体及び職務権限の見直しや各種委員会の設置等、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組む方針であります。

## (5)インターネット関連技術・サービス等他企業との連携

今後、携帯電話、スマートフォン及びPC等における国内外のインターネット技術やサービスは、ますます連携や融合していくことと予想され、当社グループは、この流れへの対応力の強化が必要となります。

このため、当社グループでは、データベース、アプリケーションそしてストリーミング開発を通じ、引き続き、通信事業者、デバイス（通信機器）メーカーやインターネット関連企業及びサービス提供企業との連携や版権元との調整等アグリゲーション力を強化していく方針であります。

# 4【事業等のリスク】

当社グループの経営成績、財政状態及び株価に影響を及ぼす可能性のあるリスク要因について次のとおり記載しております。なお、以下の記載事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際の結果とは異なる可能性があります。

### (1)事業環境について

#### インターネットに関する技術及びサービスの変化

当社グループは、携帯電話、スマートフォン及びPCを含むインターネット関連技術に基づいて事業を展開しております。インターネット関連業界では、新技術や新サービスが相次いで開発されており、また当社グループが属する携帯電話関連業界におきましても、技術及び顧客ニーズ等の変化の速度が速いという特徴があります。

このため、当社グループは積極的な研究開発を推進して、新たな技術やサービスの開発を進めております。しかし、研究開発の遅れ、顧客ニーズの見誤りや優秀な人材の確保の遅れ等により市場の変化に合った技術革新のスピードに適切に対応できない場合には、当社グループの技術及びサービスが陳腐化し競争力が低下することが考えられ、当社グループの事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 競合について

当社グループに関連した分野においては、通信速度の高速化、携帯電話及びスマートフォン端末の高機能化、作品（コンテンツ）の流通経路及び流通量の増加を背景として、携帯電話及びスマートフォン等のモバイル端末用アプリケーション及びシステム開発を手掛ける企業が、当社グループ以外にも存在しております。また、モバイルインターネットにおける通信速度の更なる高速化や開発環境のオープン化の流れも受け、今後ますます新規参入企業が増加することが予想されます。

当社グループでは、アプリケーションとサービスデータベースを連携させるビジネスモデルの構築をより強化し、他企業との差別化を図っております。また、同時に、サービスに関連する企画・開発・運用を一貫して行うことによって、サービスの質を確保するとともに、新規サービスの提供や新機能の実装を、効率的に実現しております。しかしながら、競合会社が当社グループを上回る開発スピードやサービスの質を実現した場合、当社グループのメディアビジネスにおける事業展開及び経営成績に影響を与える可能性があります。

また、当社グループのコンテンツ配信においても、ソーシャルゲーム運営企業に代表される多数の競合会社が既に存在し、今後も有料あるいは無料コンテンツを配信する有力な競合会社が登場してくる可能性があります。当社グループは、引き続きユーザーのニーズを汲んだより魅力あるコンテンツを配信し、メディアビジネスで培ったストリーミング技術等とMSDBをより活用した従来のコンテンツの枠を超えた新たな付加価値を提供していく方針であります。競合会社が当社グループを上回る魅力のあるサービスを提供した場合、あるいは価格競争が激化した場合には、当社グループ会員の減少等により当社グループコンテンツビジネスにおける事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 特定の取引先への依存について

当社グループの当連結会計年度における全売上高に占めるKDDI株式会社の割合は、下表の通り高い水準にあります。KDDI株式会社に対してはサービス開発・運営、アプリケーション開発、データベースの運用・保守等のメディアビジネスでの売上及びコンテンツビジネスの売上を計上しております。現状のメディアビジネスでは、主にKDDI株式会社向けにサービスや機能を提供し、同社を通じてユーザーに提供しており、同社の事業方針や意向が当社グループに与える影響は大きくなっております。なお、同社に対する販売実績は、各通信事業者の情報料回収代行サービスを利用して、ユーザーに有料情報サービスを提供するものが含まれております。

現状においては、主要販売先と良好な取引関係の維持に努めるとともにオリジナル自社サービス及びパートナー等へのサービスエンジンの提供に向けた開発、おすすめ紹介サービス等新たな提供先との取り組みを進めておりますが、何らかの要因による取引関係の悪化による契約解除となった場合、あるいはインターネット接続サービスに関する主要販売先の事業方針変更等があった場合、当社グループの事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

相手先	当連結会計年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)	
	売上高(千円)	全社売上高に占める割合(%)
KDDI株式会社	1,592,165	72.5

(注)上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### 売上計上の下半期偏重及びオリジナル自社サービスについて

当社グループのメディアビジネスにおける主な販売先である通信事業者との取引は、通常冬から春にかけて新機種や新サービスがリリースされるケースが多いため、契約締結及びサービス提供や検収が10月以降の下半期に偏る傾向があります。それに伴い、メディアビジネスにおける売上高も下半期に集中する傾向があります。ただし、昨今のスマートフォン向けサービス開発は、従来のフィーチャーフォン向けサービス開発より、開発期間が短く、通信会社等から様々な新しいサービスも数多く投入されていることから、市場環境及び競争環境を踏まえながら、サービス投入をしていく傾向が高まり、開始時期が流動的になりつつあります。通信事業者との取引において何らかの理由で、新しいサービス提供開始時期が遅延した場合、当該連結会計年度の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

オリジナル自社サービスの普及に向けたプロモーション等の施策の実施及びパートナーへのエンジン提供を図って参りますが、サービスの進捗状況によっては、先行費用が発生することから、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

	売上高（百万円）			売上総利益（百万円）		
	上期	下期	通期	上期	下期	通期
平成25年3月期 （注2）	1,224 (49.0%)	1,274 (51.0%)	2,499 (100.0%)	370 (47.9%)	403 (52.1%)	773 (100.0%)
平成26年3月期	1,134 (51.6%)	1,062 (48.4%)	2,197 (100.0%)	300 (72.9%)	111 (27.1%)	412 (100.0%)

（注1）表中の（ ）の数値は、上期、下期の構成比を記載しております。

（注2）平成25年3月期上期は、連結子会社の株式の取得日を第2四半期連結会計期間末日としているため、連結子会社の業績が含まれておりません。

#### コンテンツビジネスにおける売掛金の回収について

当社グループのコンテンツビジネスにおいては、各通信事業者との契約に基づく情報料回収代行サービスを利用しており、エンドユーザーからの情報料回収を各通信事業者に依存しております。また、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ及びKDDI株式会社との契約では、情報料回収事業者が、自らの責任に抛らず情報料を回収できない場合には、当社グループへその旨を通知することによって情報料回収代行義務が免責されることとなっております。

このため、当社グループでは、これらの回収不能額について、過去の回収実績等から算定した回収不能見込額を貸倒引当金として計上しておりますが、今後、各通信事業者との取引関係の悪化やユーザーの利用料支払い状況の悪化等何らかの原因で未回収額が増加した場合、貸倒引当金を超える損失を計上することとなり、当社グループの経営成績に影響を与える可能性があります。

## (2)事業内容について

#### 外注先の確保について

当社グループでは、メディアビジネスにおける開発業務及びコンテンツビジネスにおける画像制作業務の一部等を外部に委託しております。

開発スピードの向上や開発コストの削減、またユーザーの嗜好性に合致した画像を継続的に提供するためには、今後も優秀な外部委託先を安定的に確保する必要があります。その確保のため、当社グループでは既存の外注先のみならず、新規外注候補先の選定を継続的に行っておりますが、今後優秀な外部委託先が安定的に確保できない場合、当社グループの開発・制作スケジュールに支障を来し、当社グループの事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### プログラム等のバグ（不良箇所）について

当社グループのアプリケーション及びデータベースの開発に関しては、社内の検証専門チームに加えて、外部の検証専門企業も活用することにより、納品する際のテスト・検証について専用の体制を構築し、開発・品質管理体制の強化を図っております。

しかしながら、完全にプログラム等のバグを排除することは難しく、プログラム等に重大なバグが生じた場合、当該プログラム等を使用したソフトウェア等によるサービスの中断・停止等が生じる可能性があります。この場合、当社グループの信用力低下や取引先あるいはユーザーからの損害賠償の提起等により、当社グループの事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### ソフトウェア資産の減損について

当社グループのメディアビジネスでは、アプリケーション、データベース及びエンジンを開発し、それらを活用したメディアサービスを推進しております。それらの開発に係るコストについては、資産性のあるものについては自社サービス用ソフトウェアとして無形固定資産に計上し、費用化すべきものは各連結会計年度において研究開発費として費用化しております。

自社サービス用ソフトウェアの開発及び研究開発については、プロジェクト推進体制を整備し、慎重な計画の立案・遂行に努めております。しかしながら、当該開発及び研究開発が市場のニーズと合わないことにより利用価値が低下する場合や、重大なバグ（不良箇所）等の発生によりソフトウェアとして機能しなくなる場合には、これらを減損処理する可能性があります。その場合、一時に多額の費用が発生するため、当社グループの経営成績に影響を与える可能性があります。

#### システム障害・通信トラブルについて

当社グループのメディアビジネス及びコンテンツビジネスでは、ともにサーバーを利用し、機能やサービスを提供しております。サーバー運用に際しては、国内大手データセンターへホスティングを中心とした業務を委託し、安全性を重視したネットワーク及びセキュリティシステムを構築し、24時間のサーバー監視をはじめ、セキュリティ対策ソフト及びシステムの導入を積極的に行っております。

しかしながら、自然災害、火災、コンピュータウイルス、通信トラブル、第三者による不正行為、サーバーへの過剰負荷等あらゆる原因によりサーバー及びシステムが正常に稼働できなくなった場合、当社グループのサービスが停止する可能性があります。この場合、当社グループサービスの提供先である通信事業者等との契約に基づき損害賠償の請求を受ける等、当社グループの経営成績に影響を与える可能性があります。

### (3)組織体制について

#### 小規模組織であることについて

平成26年3月31日現在における当社組織は、取締役7名(うち社外取締役2名)、監査役3名(うち社外監査役3名)、従業員101名であり、内部管理体制や業務執行体制も規模に応じたものとなっております。

このため、役職員による業務遂行に支障が生じた場合、あるいは役職員が予期せず退社した場合には、当社グループの業務に支障を来す可能性があります。

#### 人材の確保や育成について

当社グループにおいて優秀な社内の人材の確保、育成及び定着は最重要課題であり、将来に向けた積極的な採用活動、人事評価制度の整備や研修の実施等の施策を通じ、社内リーダー層への幹部教育、新入社員及び中途入社社員の育成、定着に取り組んでおります。

しかしながら、これらの施策が効果的である保証はなく、また、必要な人材を確保できない可能性があります。また必ずしも採用し育成した役職員が、当社グループの事業に寄与し続けるとは限りません。このような場合には、当社グループの事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 特定の役員への依存について

当社創業者である代表取締役社長浦部浩司は、当社の最高の経営責任者であり、事業の立案や実行等会社運営において、多大な影響を与えて参りました。

現在当社グループでは、事業規模の拡大にともなった権限の委譲や業務分掌に取り組み、同氏への依存度は低下しつつありますが、今後不慮の事故等何らかの理由により同氏が当社グループの業務を継続することが困難になった場合には、当社グループの事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

### (4)法的規制等について

#### 法的規制について

現時点で、今後の当社グループ事業そのものに対する法的規制はないと認識しておりますが、インターネット、携帯電話及びスマートフォンを活用したサービスに関しては、その歴史が比較的浅いこともあり、不正アクセス対策、電子商取引におけるトラブル対策、知的財産権の保護等、今後新たな法令等の整備が行われる可能性があります。

例えば、平成20年6月に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が成立し、同法では、関係事業者の責務として青少年有害情報の閲覧をできるだけ少なくするための措置を講ずるとともに、青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得に資するための措置を講ずるよう努めることが課されました。

当該責務に基づく通信事業者の行うフィルタリングサービスによる、現在の当社グループ事業への影響は、当社グループの提供するサービスの主なユーザーが18歳以上であることから軽微であります。同法を始めとする今後の法令等の制定、改正あるいは社会情勢の変化によって既存の法令等の解釈に変更がなされ、当社グループの事業分野において新たな法的規制が発生した場合、当社グループの事業展開に制約を受けたり、対応措置をとる必要が生じる可能性があります。

#### 個人情報の取り扱いについて

当社グループが開発・提供する各種サービスの利用者は、携帯電話及びスマートフォンユーザーを中心とした個人であり、当社グループが運営を請け負うサービスにおけるユーザーサポート等において、氏名・電話番号等の当社グループサービスの利用者を識別できる個人情報を取得する場合があります。また、通常取引の中で、業務提携先や業務委託先等取引先についての情報を得ております。

当社グループは、個人情報の管理強化のため、個人情報保護マネジメントシステムマニュアルの制定、役員への周知徹底を図るとともに、これらの個人情報は、契約先である外部の大手データセンターへ格納し、高度なセキュリティ体制のもとで管理しております。

なお、平成22年6月16日に財団法人日本情報処理開発協会より個人情報の適切な取り扱いを実施している事業者であることを認定する「プライバシーマーク(R)」使用許諾事業者の認定を受けております。

今後につきましても、社内体制整備とともに、外部のデータセンターと継続的にセキュリティ対策強化を行い、いかなる個人情報も流出しないよう細心の注意を払って参ります。しかしながら、当社グループ内管理体制の問題、または当社グループ外からの不正侵入及び業務提携や業務委託先等の故意または過失等により、これらのデータが外部へ漏洩した場合、当社グループの信用力低下やユーザーからの損害賠償の提起等により、当社グループの事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。



#### 知的財産権について

当社グループは、知的財産権の保護については、会社のコンプライアンス及び社会的責任において重要な課題であると認識しております。

開発、コンテンツの提供、日常業務でのソフトウェアの使用等の中で、当社グループの従業員による第三者の知的財産権の侵害が故意または過失により起きた場合、当社グループは損害賠償の提起等を受ける可能性があります。

当社グループがコンテンツビジネスにおいて提供するメール素材の商標や画像の知的財産権は当社グループが保有しておりますが、ダウンロードを行った月額有料会員ユーザーが他のサイト等に転用したり、第三者に提供される可能性があります。本件については、当社グループの法務担当部署が掲載の差し止め等の対応措置を講じておりますが、当社グループ所有画像等の不正使用が多発した場合は、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループのゲームサービスや電子書籍販売等は、他社の使用許諾を受けて事業を行っております。権利の保有元とは良好な関係を維持しておりますが、何らかの理由で契約期間満了後に更新されない場合には、当社グループの事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (5)その他

##### ストック・オプション行使による株式価値の希薄化について

ストック・オプション制度は、会社の利益と、役職員個々の利益とを一体化し、ビジョンの共有や目標の達成等、職務における動機付けをより向上させること、また監査役においては適正かつ厳格な監査による企業価値向上の意欲を高めることを目的として導入したものであり、今後も資本政策において慎重に検討しながらも、基本的には継続的に実行していく考えであります。

新株予約権には一定の権利行使条件がついており、原則として当社株式上場日より1年間経過した日よりまたは上場後に付与したのものについては、2年を経過した日より5年間をかけた段階的な行使としておりますが、これらの新株予約権が行使された場合には、当社の1株当たりの株式価値が希薄化することになり、将来における株価へ影響を及ぼす可能性があります。また、当社では今後もストック・オプションの付与を行なう可能性がありますので、この場合には更に1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。なお、本書提出日現在、これらのストック・オプションによる潜在株式数は166,700株であり、同日現在の発行済株式総数2,426,000株の6.9%に相当しております。

ストック・オプションの詳細については「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

5【経営上の重要な契約等】

契約会社名	相手方の名称	契約の名称	契約内容	契約期間
株式会社メディアソケット(注)1	第二電電株式会社、日本移动通信株式会社(注)2	コンテンツ提供に関する契約書、E Zインターネット情報提供契約書	第二電電株式会社、日本移动通信株式会社に対するコンテンツ提供に関する契約	平成12年8月1日から平成13年3月31日まで(以降1年毎自動更新)
株式会社メディアソケット(注)1	日本移动通信株式会社、関西セルラー電話株式会社等(注)2、4	情報料回収代行サービスに関する契約書	当社が提供するコンテンツの情報料を左記が当社に代わって利用者より回収することを目的とする契約	平成12年8月1日から平成13年3月31日まで(以降1年毎自動更新)
株式会社メディアソケット(注)1	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	iモード情報サービス提供者契約書	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモに対するコンテンツ提供に関する契約	平成13年11月30日から平成14年3月31日まで(以降1年毎自動更新)
		iモード情報サービスに関する料金収納代行回収契約書	提供コンテンツの情報料を株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモが当社に代わって回収することを目的とする契約	iモードサービス開始日から平成14年3月31日まで(以降1年毎自動更新)
株式会社メディアソケット(注)1	ボーダフォン株式会社(注)3	オフィシャルコンテンツ提供規約	ボーダフォン株式会社に対するコンテンツ提供に関する規約	別途定める承諾通知書による。(以降6ヶ月毎自動更新)
株式会社メディアソケット(注)1	KDDI株式会社	取引基本契約書	KDDI株式会社との取引に関する基本契約	平成18年5月19日から1年間(以降1年毎自動更新)
株式会社メディアソケット(注)1	KDDI株式会社	au移動機向けソフトウェアに関する取引契約書	KDDI株式会社とのau移動機に実装されるアプリケーション等の開発委託、利用許諾その他の取引に関する契約	平成19年6月29日から1年間(以降1年毎自動更新)
株式会社ソケット	カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社他2社(注)5	データベースの構築・利用等に関する業務提携契約書	カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社他2社との業務提携に関する契約(注)5	契約締結日 平成25年9月30日
株式会社ソケット(注)6	株式会社T・C・FACTORY	株式交換契約書	当社を完全親会社、株式会社T・C・FACTORYを完全子会社とする株式交換に関する契約	取締役会決議日並びに締結日 平成26年1月30日 効力発生日 平成26年4月1日

(注)1. 当社は平成19年8月1日付で、株式会社ソケットに商号変更をしております。

2. 第二電電株式会社、KDD株式会社、日本移动通信株式会社が平成12年10月1日で合併し、社名は株式会社ディーディーアイになりました。その後、平成13年4月1日付でケイディーディーアイ株式会社に、平成14年11月1日付でKDDI株式会社に商号変更しております。

3. ボーダフォン株式会社は平成18年10月1日付で、ソフトバンクモバイル株式会社に商号変更しております。

4. 関西セルラー電話株式会社等とは、関西セルラー電話株式会社、九州セルラー電話株式会社、中国セルラー電話株式会社、東北セルラー電話株式会社、北海道セルラー電話株式会社、北陸セルラー電話株式会社、四国セルラー電話株式会社、沖縄セルラー電話株式会社、株式会社ツーカーセルラー東京、株式会社ツーカーセルラー東海及び株式会社ツーカーホン関西であります。

5. 他2社とは、株式会社T-MEDIAホールディングス、株式会社CSマーケティングになります。

本契約は4社間での業務提携になります。

## 6. 株式交換の概要

当社及び当社の連結子会社である株式会社 T.C.FACTORY（以下、「TCF」といいます）は、平成26年1月30日開催のそれぞれの取締役会において、平成26年4月1日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、TCFを株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます）を行うことを決議し、両社の間で株式交換契約を締結いたしました。

なお、本株式交換は、連結子会社を完全子会社化する簡易株式交換であります。

### (1) 本株式交換による完全子会社化の目的

当社グループは、データベースサービスカンパニーとしてデータベースの開発及び提供を手掛けております。その一環として、人物情報を軸に繋がりを持たせたデータベース「Drill Spin」を保有するTCFを平成24年9月に株式異動及び第三者割当増資を得て連結子会社としてグループ化しました。

グループ化後は、当社のデータベース「MSDB」と「Drill Spin」との連携のための開発に取り組み、平成25年10月にその連携も本格化、一部商用サービスとして提供もスタートしております。

また、人材交流を実施し、当社オリジナル音楽ストリーミングサービスとなる「LIFE's radio」等の音楽を始めとしたサービス開発やマーケティングエンジン開発等のプロジェクト参画も実施しております。

当社グループは、主要なパートナー先とのビジネスをより強化すべく、パートナー先との親和性の高い分野である音楽、書籍、映像、人名、クロスにより注力するため選択と集中を実施しております。これらのビジネスをより推進すべく、人材交流や主力プロジェクトの参画をより機動的かつ柔軟に実施し、グループとしての総力を結集するため、TCFを完全子会社化することいたしました。

### (2) 本株式交換の要旨

#### 本株式交換の日程

取締役会決議日	平成26年1月30日
株式交換契約締結日	平成26年1月30日
株式交換効力発生日	平成26年4月1日

(注1) 当社は、会社法第796条第3項の規定に基づく「簡易株式交換」の手続により、株主総会承認を得ずに本株式交換を行う予定です。

(注2) 上記日程は、本株式交換手続の進行に応じ必要があるときは、両社の合意により変更する場合があります。

#### 本株式交換の方式

当社を株式交換完全親会社、TCFを株式交換完全子会社とする株式交換になります。

#### 本株式交換に係る割当ての内容

会社名	当社 (株式交換完全親会社)	TCF (株式交換完全子会社)
株式交換比率	1	11.3

#### (注1) 株式の割当比率

TCFの株式1株に対して、当社の株式11.3株を割当交付します。ただし、効力発生日の前日までに当社が保有する予定となるTCF株式4,870株については、本株式交換による株式の割当は行いません。

#### (注2) 株式交換により発行する新株式数等

TCFの株主に交付する株式15,707株については、当社が今後取得する予定である自己株式をもって割当することとし、新株の発行は行いません。

#### (注3) 単元未満株式の取扱

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式（100株未満）を保有することとなるTCFの株主の皆様につきましては、会社法第192条第1項の規定に基づき当社がその保有する単元未満株式を買い取ることを請求することができます。

#### 株式交換完全子会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

TCFは、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していません。

### (3) 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

当社は、株式交換比率の算定にあたり、その公平性・妥当性を担保するため、第三者機関に、株式価値評価を

依頼しております。第三者機関では、当社の株式価値については、上場会社であることから市場株価法（平成26年1月29日を評価基準日として、東京証券取引所における評価基準日の終値及び同日以前の1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月の各期間の終値の平均値）により、TCFの株式価値については、非上場であることを勘案し、修正簿価純資産法により評価を行いました。

当社とTCFは、以上の算定結果を参考に、両社間で慎重に協議・交渉を重ねた結果、上記の交換比率をもって株式交換を行うことを決定しました。

#### (4) 株式交換完全親会社となる会社の概要

名称	株式会社ソケット
所在地	東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目1番12号
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 浦部 浩司
事業内容	インターネットを活用したサービス、アプリケーション、データベースの開発・提供
資本金	490,847千円

## 6 【研究開発活動】

当社グループは、当社グループの競争力の源泉であるMSDBの利用範囲を拡大し、収益モデルの多様化を実現していくためのデータベース強化と関連技術の研究、新しいサービスに向けた調査研究などに取り組んでおります。

以上から、当連結会計年度における研究開発の総額は、6,200千円となっております。

## 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社グループの財政状態及び経営成績の分析は、以下のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。これらの連結財務諸表の作成にあたっては、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告数値に影響を与える見積りを必要とします。経営者は、過去の実績等を勘案して合理的な見積りを行っておりますが、見積り特有の不確実性があるため、実際の結果は、これらの見積りと異なる場合があります。

なお、当社グループの連結財務諸表の作成に際して採用している重要な会計方針は、第5 経理の状況（1）連結財務諸表〔注記事項〕（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）に記載しております。

### (2) 財政状態の分析

当連結会計年度末における総資産は、1,847,218千円（前連結会計年度末比706,987千円減）となりました。流動資産につきましては1,037,654千円（同272,346千円減）となりました。増減の主な要因としましては、開発売上に伴う売掛金の増加（同40,543千円）があった一方、現金及び預金の減少（同318,532千円）があったことによります。固定資産につきましては、関係会社設立に伴う株式取得等により投資その他の資産が増加しましたが、自社サービス用ソフトウェア開発の一部除却及び減損により無形固定資産が減少し、809,563千円（同434,640千円減）となりました。

負債は、438,975千円（同60,580千円減）となりました。増減の主な要因としましては、開発案件に係る外注費等の買掛金の減少（同18,140千円）、前連結会計年度末に係る法人税等の納付による未払法人税等の減少（同44,078千円）、賞与支給による賞与引当金の減少（同3,582千円）があったことによります。

純資産は、以上の結果、1,408,242千円（同646,406千円減）となり、自己資本比率は、前連結会計年度末の78.7%から74.8%となりました。

### (3) 経営成績の分析

当連結会計年度の売上高は、サービスライン別としてB to B to Cモデルであるメディアビジネスが、メディア検索サービスや商品・作品おすすめ紹介サービス及びストーリーミング関連サービスにおいて、フィーチャーフォン（従来型の携帯電話）からスマートフォン・PC向けユーザーへのシフトが進み、当社サービス及びデータベースを利用するユーザー数は堅調に推移し、初めて1,000万人を突破しました。その一方で、特定のコンテンツサイト運用受託を予定通り終了したこと等による運用関連売上の減少及び新しい音楽関連サービスにおける開発等があったものの、当連結会計年度において、開発遅延や変更並びにサービス障害対応・品質向上対策を実施したこと等新規サービスの企画提案活動が当初想定より実施できず開発収入が減少となった結果、前年同期比89.5%の

2,019,321千円となりました。また、フィーチャーフォン向けB to Cモデルであるコンテンツビジネスは、引き続き当社がスマートフォン向けサービスへ注力していることもあり前年同期比72.9%の177,882千円となりました。

売上原価は、開発収入の減少等による売上原価の減少があった一方で、事業構造改革の取り組みによりオリジナル音楽サービス及び関連サービスの開始に伴うMSDB及びそのエンジンの減価償却費並びに権利者への支払いの計上による増加がありました。また、一部サービスにおける障害対応及び品質安定化のための追加対策費用が発生し、加えて、一部の新規開発案件において要件対応等から検収の時期ずれが発生し、今後の新規サービスの展開を踏まえ、開発体制を強化することとし、追加コストの発生によって受注金額を上回る見込みから引当金を計上したこと等により売上原価の増加となりました。その結果、前年同期比103.4%の1,784,988千円となりました。

販売費及び一般管理費は、効率的な執行に努めるとともにコンテンツビジネスにおけるフィーチャーフォン向けサービスの減少に伴う回収代行手数料の減少があった一方で、オリジナル音楽サービスに関連するプロモーション費用の計上により前年同期比98.1%の543,908千円となりました。

特別損益としては、投資有価証券売却益18,450千円の計上、固定資産除却損及び減損損失499,421千円の計上並びに関係会社株式評価損29,284千円の計上をいたしました。

これらは、CCCグループとの資本・業務提携が確定し、事業構造改革を加速させ、中長期的な成長戦略と経営資源を踏まえ、結果「選択と集中」を推進し、データベース及びマーケティングエンジン開発を短期的かつ機動的に構築するため、一部の自社WEBサービスの終了及び一部の地域・放送関連等のソフトウェアの開発を一時中断し、選択と集中の一環として投資先企業の有価証券の売却及び株式の評価減を実施いたしました。また、第4四半期連結会計期間にソフトウェア等の回収可能性を慎重に検討した結果、減損損失を追加で実施しております。当社グループはデータベースを中心としたソフトウェアを保有しております。これらは将来の収益を獲得するために複数の提供先を想定したものとしますが、現時点において全ての提供先が確実といえる状況ではないことから取引の不確実性に加味した回収計画に基づいて実施いたしました。なお、業績等を勘案して、繰延税金資産の回収可能性を慎重に検討した結果、繰延税金資産を取り崩すこととしたため、法人税等調整額114,851千円を計上しております。

#### (4) キャッシュ・フローの分析

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」といいます）は前連結会計年度末に比べ、318,532千円減少し、472,575千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

##### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は、9,526千円（前年同期は435,661千円の獲得）となりました。主な収入要因としては、減価償却費246,342千円の計上がありました。一方で、主な支出要因としては、売上債権の増加40,543千円、仕入債務の減少18,140千円、賞与引当金の減少3,582千円及び法人税等の支払額43,704千円がありました。

##### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、418,658千円（前年同期は437,378千円の使用）となりました。主な収入要因としては、投資有価証券の売却による収入64,750千円によるものであります。主な支出要因としては、自社サービス用ソフトウェアの開発等に係る無形固定資産の取得393,686千円及び関係会社株式の取得68,253千円によるものであります。

##### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果獲得した資金は、109,652千円（前年同期は12,092千円の使用）となりました。主な収入要因としては、株式発行による収入192,423千円、主な支出要因としては、自己株式の取得による支出52,192千円及び期末配当等に伴う配当金の支払額11,341千円であります。

#### (5) 経営戦略の現状と見通し

携帯電話関連業界及びインターネット業界は、通信速度の高速化、プラットフォームのオープン化、スマートフォンの普及による端末の高性能化、クラウドコンピューティングやビッグデータを活用する環境が進んでおります。

そのような環境の中で、多様化するコンテンツ・情報流通経路など、インターネット上において入手する情報は飛躍的に増え続けていくものと思われます。「自分にとって本当に必要な情報」を誰でも分かりやすく活用できるようになるための情報の整理は、より重要になると考えております。インターネット上におけるより質の高い情報整理やナビゲーションの実現にはデータベース（大量の情報を細かく整理されたもの）が不可欠であります。

当社グループの経営戦略の基本は、このデータベースの開発と活用にあります。

当社は、「データベースサービスカンパニー」として、創業以来「人の気持ちをつなぐ」という事業コンセプトに基づき進めているMSDBを活用したメディア検索サービス、おすすめ紹介（レコメンド）サービス、ストリーミング関連を展開して参りました。MSDBについては、メディア系国内データベースNo.1に向け、引き続き開発を強化し、音楽、映像、書籍、人名、さらにそれらの情報を連携させたクロス等のデータの充実と品質の向上、新しい分野への取り組み、広く様々なオープンに連携するためのインターフェース機能の強化に取り組み、その範囲を拡大させ、提供サービスの幅を広げるとともにサービスエンジンを開発することで、その時の気分やシチュエーション等からの素敵な音楽との出会いを実現する新しい音楽サービスの展開やパートナー企業へのサービスエンジンの提供を展開して参ります。提供サービスを発展・成長させユーザーベースを構築し、独自開発のプロファイリングエンジン（人それぞれの個性、嗜好などの人に関する特徴情報の分類）によるユーザーベースを活用した広告及びマーケティングビジネスにも取り組んで参ります。

その取り組みによって、ユーザー数の拡大により直接的に収益が拡大するビジネスモデルへのシフトを図り、中長期的に安定した足腰の強い企業体質を目指して参ります。

また、特徴的なデータベースを活用したサービスの提供対象端末をスマートフォン及びPC、タブレットから、自動車やデジタル家電、ゲーム機等に広げていくことも重要な経営戦略として考えております。

これらの事業活動を通じ、当社グループの提供する各種サービスの利用を国内外問わず、より多くの一般ユーザーへ拡大し、毎日の生活の中で利用して頂くことで人それぞれのライフスタイルを提案しうる継続的な事業の拡大、収益の向上を進めて参ります。

#### (6) 経営者の問題意識と今後の方針について

当社グループの経営陣は、現在の事業環境及び入手可能な情報に基づき最善の経営戦略を立案し、実行するように努力しておりますが、当社グループの属する携帯電話関連業界及びインターネット業界は、開発スピードが速く、その開発内容も複雑化しております。また、提供するサービスについても、一般ユーザーの嗜好や流行の変化を捉え柔軟な事業展開が必要となり、競合他社との競争が激化することも予想されます。

そのような事業環境の中で、当社グループは、データベースを基盤とした事業モデルにより集中し収益体質を強化すべく、通信事業者との事業の再構築の強化、CCCとの事業最大化、ライフズ関連事業の育成、データベース関連事業の営業強化等による「事業面の強化」に加え、事業の選択と集中、管理体制の強化（中間管理職の育成、執行役員制度の活用等）による「管理面」の強化を行って参ります。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は420,297千円であり、その主なものは、自社使用ソフトウェア及びアプリケーションへの投資であります。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

#### 2【主要な設備の状況】

##### (1) 提出会社

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

平成26年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
		建物附属設備 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	リース資産 (千円)	ソフトウェア (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都渋谷区)	全社業務 施設	19,338	2,955	4,464	540,889	567,647	101(28)

(注) 1 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数の年間平均人員を( )内に外書で記載しております。

3 本社の建物は賃借中のものであり、設備の内容は以下のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	年間賃料 (千円)
本社 (東京都渋谷区)	本社事務所	108,792

##### (2) 国内子会社

平成26年3月31日現在

会社名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
		建物附属設備 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	合計 (千円)	
株式会社 T.C.FACTORY (東京都渋谷区)	全社業務 施設	832	2,145	5,446	8,424	9

(注) 1 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2 子会社の建物は賃借中のものであり、設備の内容は以下のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	年間賃料 (千円)
株式会社T.C.FACTORY (東京都渋谷区)	子会社事務所	5,691

### 3【設備の新設、除却等の計画】

なお、当連結会計年度末現在における重要な設備の新設、除却等の計画は次のとおりであります。

#### (1) 重要な設備の新設等

会社名 事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
本社 (東京都渋谷区)	サービス対応 用ソフトウェア	261,000	160,488	自己資金	平成23年 10月	平成27年 9月	新規サービスへの 対応

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (2) 重要な設備の除却等

該当する計画はございません。



## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	7,420,000
計	7,420,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成26年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成26年6月24日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	2,424,000	2,426,000	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株式数 100株
計	2,424,000	2,426,000	-	-

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成26年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

#### (2)【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

##### 第1回新株予約権(平成18年3月24日臨時株主総会決議)

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	15	15
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注1)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	15,000(注2、4、7)	15,000(注2、4、7)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	80(注3、7)	同左
新株予約権の行使期間	自平成20年4月1日 至平成28年2月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 80(注7) 資本組入額 80(注7)	同左
新株予約権の行使の条件	(注5)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注6)	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 株式の内容は「(1)株式の総数等 発行済株式」の内容と同一であります。

2. 新株予約権発行日以降、当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載に同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てるものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、新株予約権発行日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で適切に付与株式数を調整します。

3. 新株予約権発行日以降、下記の事由が生じた場合は、行使価格を調整します。

- (1) 当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が、新株予約権の行使時の払込価額を下回る払込価額で新株の発行または自己株式の処分をするときは、次の算式により新株予約権の行使時の払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

- (3) 当社が、他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本新株予約権が継承される場合、または当社が新設合併もしくは吸収合併を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行います。

4. 新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会決議における新株発行予定数から、行使及び退職により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。

5. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次の通りであります。

- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員いずれかの地位にあること、あるいは当社と顧問契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者の任期満了による退任等または定年退職等後の権利行使につき正当な理由がある場合はこの限りではありません。

- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は本新株予約権を行使することができます。

- (3) 本新株予約権は、上記の新株予約権の行使期間中において、当社の株式が東京証券取引所またはその他の株式市場（国内外問わず）に上場した日より1年経過したときより行使できるものとします。

- (4) 新株予約権者は、以下の区分に従って、各割当数の一部または全部を行使することができます。なお、以下の計算の結果、行使可能な新株予約権が整数でない場合は、整数に切り上げた数とします。

当社株式上場日より1年間経過した日より1年間は、割当数の50%まで、新株予約権を行使することができます。

当社株式上場日より2年間経過した日より1年間は、割当数の75%まで、新株予約権を行使することができます。

当社株式上場日より3年間経過した日より1年間は、割当数の100%まで、新株予約権を行使することができます。

- (5) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。

6. 新株予約権の譲渡、担保権の設定をすることができません。

7. 平成20年11月30日付で普通株式1株につき500株の株式分割、平成22年1月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っており、上記の表に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、調整後の数を記載しております。

会社法236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第3回新株予約権（平成19年3月12日臨時株主総会決議）

	事業年度末現在 （平成26年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成26年5月31日）
新株予約権の数（個）	26	24
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注1）	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	26,000（注2、4、8）	24,000（注2、4、8）
新株予約権の行使時の払込金額（円）	500（注3、8）	同左
新株予約権の行使期間	自平成21年4月1日 至平成29年2月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 500（注8） 資本組入額 250（注8）	同左
新株予約権の行使の条件	（注5）	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注6）	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注7）	同左

（注）1．株式の内容は「(1)株式の総数等 発行済株式」の内容と同一であります。

- 2．新株予約権発行日以降、当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載に同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、新株予約権発行日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で適切に付与株式数を調整するものとします。

- 3．新株予約権発行日以降、下記の事由が生じた場合は、行使価格を調整します。

(1)当社が、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2)当社が、新株予約権の行使時の払込価額を下回る払込価額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により新株予約権の行使時の払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

- (3)当社が、他社と吸収合併若しくは新設合併を行い、本新株予約権が継承される場合、又は当社が新設合併若しくは吸収合併を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行います。
- 4．新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会決議における新株発行予定数から、権利の行使及び退職により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。
- 5．新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

(1)新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位にあること、あるいは当社と顧問契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者の任期満了による退任等又は定年退職等後の権利行使につき正当な理由がある場合はこの限りではありません。

(2)新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は本新株予約権を行使することができます。

(3)本新株予約権は、上記の新株予約権の行使期間中において、当社の株式が東京証券取引所又はその他の株式市場（国内外問わず）に上場した日より1年経過したときより行使できるものとします。

- (4)新株予約権者は、以下の区分に従って、各割当数の一部又は全部を行使することができます。なお、以下の計算の結果、行使可能な新株予約権が整数でない場合は、整数に切り上げた数とします。
- 当社株式上場日より1年間経過した日より1年間は、割当数の20%まで、新株予約権を行使することができる。
- 当社株式上場日より2年間経過した日より1年間は、割当数の40%まで、新株予約権を行使することができる。
- 当社株式上場日より3年間経過した日より1年間は、割当数の60%まで、新株予約権を行使することができる。
- 当社株式上場日より4年間経過した日より1年間は、割当数の80%まで、新株予約権を行使することができる。
- 当社株式上場日より5年間経過した日より1年間は、割当数の100%まで、新株予約権を行使することができる。
- (5)その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。
6. 新株予約権の譲渡、担保権の設定をすることができません。
7. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とします。
- 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定します。
- 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上、調整した再編成後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。
- 新株予約権を行使することができる期間  
当初権利行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当初権利行使期間の満了日までとします。
- 新株予約権の行使の条件  
上記5. に準じて決定します。
- 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要するものとします。
- 再編成対象会社による新株予約権の取得事由及び取得の条件  
当社は、新株予約権者又はその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得するものとします。
8. 平成20年11月30日付で普通株式1株につき500株の株式分割、平成22年1月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っており、上記の表に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、調整後の数を記載しております。

第4回新株予約権（平成20年3月31日臨時株主総会決議）

	事業年度末現在 （平成26年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成26年5月31日）
新株予約権の数（個）	40	35
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注1）	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	40,000（注2、4、8）	35,000（注2、4、8）
新株予約権の行使時の払込金額（円）	870（注3、8）	同左
新株予約権の行使期間	自平成22年4月1日 至平成30年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 870（注8） 資本組入額 435（注8）	同左
新株予約権の行使の条件	（注5）	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注6）	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注7）	同左

（注）1．株式の内容は「(1)株式の総数等 発行済株式」の内容と同一であります。

- 2．新株予約権発行日以降、当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載に同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、新株予約権発行日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で適切に付与株式数を調整するものとします。

- 3．新株予約権発行日以降、下記の事由が生じた場合は、行使価格を調整します。

(1)当社が、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2)当社が、新株予約権の行使時の払込価額を下回る払込価額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により新株予約権の行使時の払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

(3)当社が、他社と吸収合併若しくは新設合併を行い、本新株予約権が継承される場合、又は当社が新設合併若しくは吸収合併を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行います。

- 4．新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会決議における新株発行予定数から、権利行使及び退職により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。

- 5．新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

(1)新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位にあること、あるいは当社と顧問契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者の任期満了による退任等又は定年退職等後の権利行使につき正当な理由がある場合はこの限りではありません。

(2)新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は本新株予約権を行使することができます。

(3)本新株予約権は、上記の新株予約権の行使期間中において、当社の株式が東京証券取引所又はその他の株式市場（国内外問わず）に上場した日より1年経過したときより行使できるものとします。

- (4)新株予約権者は、以下の区分に従って、各割当数の一部又は全部を行使することができます。なお、以下の計算の結果、行使可能な新株予約権が整数でない場合は、整数に切り上げた数とします。
- 当社株式上場日より1年間経過した日より1年間は、割当数の20%まで、新株予約権を行使することができる。
- 当社株式上場日より2年間経過した日より1年間は、割当数の40%まで、新株予約権を行使することができる。
- 当社株式上場日より3年間経過した日より1年間は、割当数の60%まで、新株予約権を行使することができる。
- 当社株式上場日より4年間経過した日より1年間は、割当数の80%まで、新株予約権を行使することができる。
- 当社株式上場日より5年間経過した日より1年間は、割当数の100%まで、新株予約権を行使することができる。
- (5)その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。
6. 新株予約権の譲渡、担保権の設定をすることができません。
7. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して、以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
- 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
- 再編成対象会社の普通株式とします。
- 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
- 組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定します。
- 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- 交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上、調整した再編成後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。
- 新株予約権を行使することができる期間
- 当初権利行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当初権利行使期間の満了日までとします。
- 新株予約権の行使の条件
- 上記5. に準じて決定します。
- 譲渡による新株予約権の取得の制限
- 譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要するものとします。
- 再編成対象会社による新株予約権の取得事由及び取得の条件
- イ. 当社は、新株予約権者又はその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得します。
- ロ. 当社は、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当該新株予約権を無償で取得することができます。
8. 平成20年11月30日付で普通株式1株につき500株の株式分割、平成22年1月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っており、上記の表に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、調整後の数を記載しております。

第5回新株予約権（平成20年11月13日臨時株主総会決議）

	事業年度末現在 （平成26年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成26年5月31日）
新株予約権の数（個）	24	24
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注1）	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	24,000（注2、4、8）	24,000（注2、4、8）
新株予約権の行使時の払込金額（円）	980（注3、8）	同左
新株予約権の行使期間	自平成22年11月15日 至平成30年10月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 980（注8） 資本組入額 490（注8）	同左
新株予約権の行使の条件	（注5）	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注6）	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注7）	同左

（注）1．株式の内容は「(1)株式の総数等 発行済株式」の内容と同一であります。

- 2．新株予約権発行日以降、当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載に同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、新株予約権発行日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で適切に付与株式数を調整するものとします。

- 3．新株予約権発行日以降、下記の事由が生じた場合は、行使価格を調整します。

(1)当社が、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2)当社が、新株予約権の行使時の払込価額を下回る払込価額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により新株予約権の行使時の払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

(3)当社が、他社と吸収合併若しくは新設合併を行い、本新株予約権が継承される場合、又は当社が新設合併若しくは吸収合併を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行います。

- 4．新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会決議における新株発行予定数から、退職により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。
- 5．新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

(1)新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位にあること、あるいは当社と顧問契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者の任期満了による退任等又は定年退職等後の権利行使につき正当な理由がある場合はこの限りではありません。

(2)新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は本新株予約権を行使することができます。

(3)本新株予約権は、上記の新株予約権の行使期間中において、当社の株式が東京証券取引所又はその他の株式市場（国内外問わず）に上場した日より1年経過したときより行使できるものとします。

(4)新株予約権者は、以下の区分に従って、各割当数の一部又は全部を行使することができます。なお、以下の計算の結果、行使可能な新株予約権が整数でない場合は、整数に切り上げた数とします。

当社株式上場日より1年間経過した日より1年間は、割当数の20%まで、新株予約権を行使することができる。  
当社株式上場日より2年間経過した日より1年間は、割当数の40%まで、新株予約権を行使することができる。  
当社株式上場日より3年間経過した日より1年間は、割当数の60%まで、新株予約権を行使することができる。  
当社株式上場日より4年間経過した日より1年間は、割当数の80%まで、新株予約権を行使することができる。  
当社株式上場日より5年間経過した日より1年間は、割当数の100%まで、新株予約権を行使することができる。

(5)その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。

6. 新株予約権の譲渡、担保権の設定をすることができません。

7. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とします。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定します。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上、調整した再編成後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。

新株予約権を行使することができる期間

当初権利行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当初権利行使期間の満了日までとします。

新株予約権の行使の条件

上記5. に準じて決定します。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要するものとします。

再編成対象会社による新株予約権の取得事由及び取得の条件

イ. 当社は、新株予約権者又はその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得します。

ロ. 当社は、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当該新株予約権を無償で取得することができます。

8. 平成20年11月30日付で普通株式1株につき500株の株式分割、平成22年1月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っており、上記の表に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、調整後の数を記載しております。



第6回新株予約権（平成21年6月22日定時株主総会決議）

	事業年度末現在 （平成26年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成26年5月31日）
新株予約権の数（個）	33	31
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注1）	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	6,600（注2、4、8）	6,200（注2、4、8）
新株予約権の行使時の払込金額（円）	3,500（注3、8）	同左
新株予約権の行使期間	自平成23年7月1日 至平成31年5月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 3,500（注8） 資本組入額1,750（注8）	同左
新株予約権の行使の条件	（注5）	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注6）	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注7）	同左

（注）1．株式の内容は「(1)株式の総数等 発行済株式」の内容と同一であります。

- 2．新株予約権発行日以降、当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載に同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、新株予約権発行日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で適切に付与株式数を調整するものとします。

- 3．新株予約権発行日以降、下記の事由が生じた場合は、行使価格を調整します。

(1)当社が、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2)当社が、新株予約権の行使時の払込価額を下回る払込価額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により新株予約権の行使時の払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

(3)当社が、他社と吸収合併若しくは新設合併を行い、本新株予約権が継承される場合、又は当社が新設合併若しくは吸収合併を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行います。

- 4．新株予約権の目的となる株式の数は、定時株主総会決議における新株発行予定数から、退職により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。

- 5．新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

(1)新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位にあること、あるいは当社と顧問契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者の任期満了による退任等又は定年退職等後の権利行使につき正当な理由がある場合はこの限りではありません。

(2)新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は本新株予約権を行使することができます。

(3)新株予約権者は、以下の区分に従って、各割当数の一部又は全部を行使することができます。なお、以下の計算の結果、行使可能な新株予約権が整数でない場合は、整数に切り上げた数とします。

割当日から2年間経過以降（3年目）	20%
割当日から3年間経過以降（4年目）	40%

割当日から4年間経過以降(5年目) 60%

割当日から5年間経過以降(6年目) 80%

割当日から6年間経過以降(7年目) 100%

(4)その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによりま  
す。

6. 新株予約権の譲渡、担保権の設定をすることができません。

7. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して、以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とします。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定します。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上、調整した再編成後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。

新株予約権を行使することができる期間

当初権利行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当初権利行使期間の満了日までとします。

新株予約権の行使の条件

上記5. に準じて決定します。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要するものとします。

再編成対象会社による新株予約権の取得事由及び取得の条件

イ. 当社は、新株予約権者又はその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得します。

ロ. 当社は、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当該新株予約権を無償で取得することができます。

8. 平成22年1月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っており、上記の表に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、調整後の数を記載しております。

第7回新株予約権（平成22年6月22日定時株主総会決議）

	事業年度末現在 （平成26年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成26年5月31日）
新株予約権の数（個）	14	14
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注1）	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	1,400（注2、4）	1,400（注2、4）
新株予約権の行使時の払込金額（円）	2,110（注3）	同左
新株予約権の行使期間	自 平成24年7月1日 至 平成32年5月13日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 2,110 資本組入額1,055	同左
新株予約権の行使の条件	（注5）	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注6）	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注7）	同左

（注）1．株式の内容は「(1)株式の総数等 発行済株式」の内容と同一であります。

- 2．当社が株式分割（株式無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「合併等」という。）を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができます。

- 3．新株予約権発行日以降、下記の事由が生じた場合は、行使価格を調整します。

(1)当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2)当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式を処分する場合（ただし、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券若しくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）及び商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に基づき付与されたストック・オプションによる新株引受権の行使ならびに転換社債の転換の場合は除く。）は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

(3)当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、当社は合理的な範囲内で行使価額を調整することができます。調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

- 4．新株予約権の目的となる株式の数は、定時株主総会決議における新株発行予定数から、退職により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。

- 5．新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

(1)新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限り行使できます。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではありません。

(2)新株予約権者又はその相続人は、次の割合の数（ただし、計算した株式数が1単位の株式数の整数倍でない場合は、1単位の整数倍に切り上げた株式数とする。）を上回らない場合に行使できます。

割当日から2年間経過以降（3年目）	20%
割当日から3年間経過以降（4年目）	40%
割当日から4年間経過以降（5年目）	60%
割当日から5年間経過以降（6年目）	80%
割当日から6年間経過以降（7年目）	100%

(3)その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。

6. 新株予約権の譲渡、担保権の設定をすることができません。

7. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

組織再編成行為の効力発生の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とします。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記2. に準じて決定します。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上、調整した再編成後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。

新株予約権を行使することができる期間

当初権利行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当初権利行使期間の満了日までとします。

新株予約権の行使の条件

上記5. に準じて決定します。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要するものとします。

再編成対象会社による新株予約権の取得事由及び取得の条件

イ. 当社は、新株予約権者又はその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得します。

ロ. 当社は、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当該新株予約権を無償で取得します。

第8回新株予約権（平成23年6月22日定時株主総会決議）

	事業年度末現在 （平成26年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成26年5月31日）
新株予約権の数（個）	88	87
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注1）	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	8,800（注2、4）	8,700（注2、4）
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,785（注3）	同左
新株予約権の行使期間	自 平成25年7月1日 至 平成33年4月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,785 資本組入額 893	同左
新株予約権の行使の条件	（注5）	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注6）	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注7）	同左

（注）1．株式の内容は「(1)株式の総数等 発行済株式」の内容と同一であります。

- 2．当社が株式分割（株式無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「合併等」という。）を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができます。

- 3．新株予約権発行日以降、下記の事由が生じた場合は、行使価格を調整します。

(1)当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2)当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式を処分する場合（ただし、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券若しくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）及び商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に基づき付与されたストック・オプションによる新株引受権の行使ならびに転換社債の転換の場合は除く。）は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

(3)当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、当社は合理的な範囲内で行使価額を調整することができます。調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

- 4．新株予約権の目的となる株式の数は、定時株主総会決議における新株発行予定数から、退職により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。

- 5．新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

(1)新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限り行使できます。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではありません。

(2)新株予約権者又はその相続人は、次の割合の数（ただし、計算した株式数が1単位の株式数の整数倍でない場合は、1単位の整数倍に切り上げた株式数とする。）を上回らない場合に行使できます。

割当日から2年間経過以降（3年目）	20%
割当日から3年間経過以降（4年目）	40%
割当日から4年間経過以降（5年目）	60%
割当日から5年間経過以降（6年目）	80%
割当日から6年間経過以降（7年目）	100%

(3)その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。

6. 新株予約権の譲渡、担保権の設定をすることができません。

7. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

組織再編成行為の効力発生の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とします。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記2. に準じて決定します。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上、調整した再編成後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。

新株予約権を行使することができる期間

当初権利行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当初権利行使期間の満了日までとします。

新株予約権の行使の条件

上記5. に準じて決定します。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要するものとします。

再編成対象会社による新株予約権の取得事由及び取得の条件

イ. 当社は、新株予約権者又はその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得します。

ロ. 当社は、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当該新株予約権を無償で取得します。

第9回新株予約権（平成24年6月22日定時株主総会決議）

	事業年度末現在 （平成26年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成26年5月31日）
新株予約権の数（個）	9	9
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注1）	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	900（注2、4）	900（注2、4）
新株予約権の行使時の払込金額（円）	911（注3）	同左
新株予約権の行使期間	自 平成26年7月1日 至 平成34年4月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 911 資本組入額 456	同左
新株予約権の行使の条件	（注5）	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注6）	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注7）	同左

（注）1．株式の内容は「(1)株式の総数等 発行済株式」の内容と同一であります。

- 2．当社が株式分割（株式無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「合併等」という。）を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができます。

- 3．新株予約権発行日以降、下記の事由が生じた場合は、行使価格を調整します。

(1)当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2)当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式を処分する場合（ただし、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券若しくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）及び商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に基づき付与されたストック・オプションによる新株引受権の行使ならびに転換社債の転換の場合は除く。）は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

(3)当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、当社は合理的な範囲内で行使価額を調整することができ、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

- 4．新株予約権の目的となる株式の数は、定時株主総会決議における新株発行予定数から、退職により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。

- 5．新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

(1)新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限り行使できます。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではありません。

(2)新株予約権者又はその相続人は、次の割合の数（ただし、計算した株式数が1単位の株式数の整数倍でない場合は、1単位の整数倍に切り上げた株式数とする。）を上回らない場合に行使できます。

割当日から2年間経過以降（3年目）	20%
割当日から3年間経過以降（4年目）	40%
割当日から4年間経過以降（5年目）	60%
割当日から5年間経過以降（6年目）	80%
割当日から6年間経過以降（7年目）	100%

(3)その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。

6. 新株予約権の譲渡、担保権の設定をすることができません。

7. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

組織再編成行為の効力発生の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とします。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記2. に準じて決定します。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上、調整した再編成後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。

新株予約権を行使することができる期間

当初権利行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当初権利行使期間の満了日までとします。

新株予約権の行使の条件

上記5. に準じて決定します。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要するものとします。

再編成対象会社による新株予約権の取得事由及び取得の条件

イ. 当社は、新株予約権者又はその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得します。

ロ. 当社は、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当該新株予約権を無償で取得します。



第10回新株予約権（平成24年11月6日臨時株主総会決議）

	事業年度末現在 （平成26年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成26年5月31日）
新株予約権の数（個）	500	500
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注1）	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	50,000（注2、4）	50,000（注2、4）
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,030（注3）	同左
新株予約権の行使期間	自 平成26年12月1日 至 平成34年9月5日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,030 資本組入額 515	同左
新株予約権の行使の条件	（注5）	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注6）	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注7）	同左

（注）1．株式の内容は「(1)株式の総数等 発行済株式」の内容と同一であります。

- 2．当社が株式分割（株式無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「合併等」という。）を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができます。

- 3．新株予約権発行日以降、下記の事由が生じた場合は、行使価格を調整します。

(1)当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2)当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式を処分する場合（ただし、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券若しくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）及び商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に基づき付与されたストック・オプションによる新株引受権の行使ならびに転換社債の転換の場合は除く。）は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{1株あたり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株あたり払込金額」を「1株あたり処分金額」と読み替えるものとします。

(3)当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、当社は合理的な範囲内で行使価額を調整することができます。調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

- 4．新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会決議における新株発行予定数から、退職により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。

- 5．新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

(1)新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員いずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限り行使できます。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではありません。

(2)新株予約権者又はその相続人は、次の割合の数（ただし、計算した株式数が1単位の株式数の整数倍でない場合は、1単位の整数倍に切り上げた株式数とする。）を上回らない場合に行使できます。

割当日から2年間経過以降（3年目）	20%
割当日から3年間経過以降（4年目）	40%
割当日から4年間経過以降（5年目）	60%
割当日から5年間経過以降（6年目）	80%
割当日から6年間経過以降（7年目）	100%

(3)その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。

6. 新株予約権の譲渡、担保権の設定をすることができません。

7. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

組織再編成行為の効力発生の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とします。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記2. に準じて決定します。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上、調整した再編成後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。

新株予約権を行使することができる期間

当初権利行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当初権利行使期間の満了日までとします。

新株予約権の行使の条件

上記5. に準じて決定します。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要するものとします。

再編成対象会社による新株予約権の取得事由及び取得の条件

イ. 当社は、新株予約権者又はその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得します。

ロ. 当社は、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当該新株予約権を無償で取得します。

第11回新株予約権（平成25年6月21日定時株主総会決議）

	事業年度末現在 （平成26年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成26年5月31日）
新株予約権の数（個）	16	16
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注1）	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	1,600（注2、4）	1,600（注2、4）
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,157（注3）	同左
新株予約権の行使期間	自平成27年7月1日 至平成35年5月14日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,157 資本組入額 579	同左
新株予約権の行使の条件	（注5）	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注6）	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注7）	同左

（注）1．株式の内容は「(1)株式の総数等 発行済株式」の内容と同一であります。

- 2．当社が株式分割（株式無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「合併等」という。）を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができます。

- 3．新株予約権発行日以降、下記の事由が生じた場合は、行使価格を調整します。

(1)当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2)当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式を処分する場合（ただし、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券若しくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）及び商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に基づき付与されたストック・オプションによる新株引受権の行使ならびに転換社債の転換の場合は除く。）は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株あたり払込金額」を「1株あたり処分金額」と読み替えるものとします。

- (3)当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、当社は合理的な範囲内で行使価額を調整することができます。調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。
- 4．新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会決議における新株発行予定数から、退職により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。
- 5．新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

(1)新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員いずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限り行使できます。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではありません。

(2)新株予約権者又はその相続人は、次の割合の数(ただし、計算した株式数が1単位の株式数の整数倍でない場合は、1単位の整数倍に切り上げた株式数とする。)を上回らない場合に行使できます。

割当日から2年間経過以降(3年目)	20%
割当日から3年間経過以降(4年目)	40%
割当日から4年間経過以降(5年目)	60%
割当日から5年間経過以降(6年目)	80%
割当日から6年間経過以降(7年目)	100%

(3)その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。

6. 新株予約権の譲渡、担保権の設定をすることができません。

7. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

組織再編成行為の効力発生の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とします。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記2. に準じて決定します。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上、調整した再編成後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。

新株予約権を行使することができる期間

当初権利行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当初権利行使期間の満了日までとします。

新株予約権の行使の条件

上記5. に準じて決定します。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要するものとします。

再編成対象会社による新株予約権の取得事由及び取得の条件

イ. 当社は、新株予約権者又はその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得します。

ロ. 当社は、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当該新株予約権を無償で取得します。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成21年4月1日 (注1)	100,000	1,027,500	202,400	327,100	202,400	239,900
平成21年5月1日 (注2)	25,500	1,053,000	51,612	378,712	51,612	291,512
平成22年1月1日 (注3)	1,053,000	2,106,000		378,712		291,512
平成22年4月1日～ 平成23年3月31日 (注4)	57,200	2,163,200	6,935	385,647	3,175	294,687
平成23年4月1日～ 平成24年3月31日 (注4)	31,800	2,195,000	2,670	388,317	750	295,437
平成24年4月1日～ 平成25年3月31日 (注4)	36,000	2,231,000	3,050	391,367	250	295,687
平成25年8月19日 (注5)	120,000	2,351,000	91,260	485,917	91,260	389,197
平成25年4月1日～ 平成26年3月31日 (注4)	73,000	2,424,000	8,220	490,847	3,500	390,447

(注) 1. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 4,400円  
払込金額 3,400円  
資本組入額 2,024円  
払込金総額 404,800千円

2. 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

割当価格 4,048円  
資本組入額 2,024円  
割当先 野村證券(株)

3. 株式分割(1:2)

4. 新株予約権の行使による増加であります。

5. 有償第三者割当

割当価格 1,521円  
資本組入額 760.5円  
割当先 カルチュア・コンビニエンス・クラブ(株)

6. 平成26年4月1日から平成26年5月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が2,000株、資本金が500千円、資本準備金500千円が増加しております。

(6) 【所有者別状況】

平成26年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)							単元未満 株式の状 況 (株)	
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	5	16	17	15	5	818	876	-
所有株式数 (単元)	-	1,181	635	7,403	438	113	14,462	24,232	800
所有株式数の 割合(%)	-	4.87	2.62	30.55	1.81	0.47	59.68	100	-

(注) 自己株式40,142株は、「個人その他」に401単元及び「単元未満株式の状況」に42株を含めて記載しております。

(7)【大株主の状況】

平成26年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
浦部 浩司	東京都世田谷区	761,000	31.39
カルチュア・コンビニエンス・ クラブ株式会社	大阪府大阪市北区梅田二丁目5番25号	240,000	9.90
KDDI株式会社	東京都新宿区西新宿二丁目3番2号	240,000	9.90
株式会社フェイス	京都府京都市中京区烏丸通御池下る虎屋 町566-1 井門明治安田生命ビル	145,000	5.98
株式会社メガチップス	大阪府大阪市淀川区宮原一丁目1番1号	95,000	3.91
伊草 雅幸	東京都世田谷区	51,000	2.10
芳林 知仁	東京都豊島区	50,000	2.06
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	45,700	1.88
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	36,000	1.48
西本 雅一	兵庫県神戸市長田区	31,400	1.29
計	-	1,695,100	69.92

(注) 当社は自己株式を40,142株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

(8)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成26年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 40,100	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,383,100	23,831	-
単元未満株式	普通株式 800	-	-
発行済株式総数	2,424,000	-	-
総株主の議決権	-	23,831	-

(注) 「単元未満株式」欄には、当社所有の自己株式42株が含まれております。

【自己株式等】

平成26年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社ソケット	東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目1番12号	40,100	-	40,100	1.65
計	-	40,100	-	40,100	1.65

(注) 上記のほか、当社所有の単元未満自己株式42株があります。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法及び会社法に基づき、新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

(平成18年3月24日臨時株主総会決議)

旧商法に基づき、平成18年3月31日時点で在任する当社取締役及び同日現在在籍する当社従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成18年3月24日の臨時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成18年3月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4 当社従業員 20(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の退職等による権利の喪失により、平成26年6月24日現在の付与対象者の区分及び人数は、取締役1名及び従業員1名の合計2名となっております。

(平成19年3月12日臨時株主総会決議)

会社法に基づき、平成19年3月30日時点で在任する当社取締役、監査役及び同日現在在籍する当社従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成19年3月12日の臨時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成19年3月12日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社監査役 1 当社従業員 14(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の退職等による権利の喪失により、平成26年6月24日現在の付与対象者の区分及び人数は、取締役2名、従業員4名の合計6名となっております。

(平成20年3月31日臨時株主総会決議)

会社法に基づき、平成20年3月31日時点で在任する当社取締役、監査役及び同日現在在籍する当社従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成20年3月31日の臨時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成20年3月31日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社監査役 1 当社従業員 16(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の退職等による権利の喪失により、平成26年6月24日現在の付与対象者の区分及び人数は、監査役1名及び従業員6名の合計7名となっております。



(平成20年11月13日臨時株主総会決議)

会社法に基づき、平成20年11月13日時点で在任する当社監査役及び同日現在在籍する当社従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成20年11月13日の臨時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成20年11月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社監査役 1 当社従業員 24(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の退職等による権利の喪失により、平成26年6月24日現在の付与対象者の区分及び人数は、取締役1名、監査役1名及び従業員14名の合計16名となっております。

(平成21年6月22日定時株主総会決議)

会社法に基づき、平成21年6月22日時点で在籍する当社従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成21年6月22日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成21年6月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 19(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の退職等による権利の喪失により、平成26年6月24日現在の付与対象者の区分及び人数は、従業員15名となっております。

(平成22年6月22日定時株主総会決議)

会社法に基づき、平成22年6月22日時点で在籍する当社従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成22年6月22日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成22年6月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 20(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の退職等による権利の喪失により、平成26年6月24日現在の付与対象者の区分及び人数は、従業員11名となっております。

(平成23年6月22日定時株主総会決議)

会社法に基づき、平成23年6月22日時点で在籍する当社従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成23年6月22日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成23年6月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 29(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の退職等による権利の喪失により、平成26年6月24日現在の付与対象者の区分及び人数は、取締役1名及び従業員18名の合計19名となっております。

(平成24年6月22日定時株主総会決議)

会社法に基づき、平成24年6月22日時点で在籍する当社従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成24年6月22日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成24年6月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 12(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の退職等による権利の喪失により、平成26年6月24日現在の付与対象者の区分及び人数は、従業員8名となっております。

(平成24年11月6日臨時株主総会決議)

会社法に基づき、平成24年11月6日時点で在籍する当社取締役及び監査役並びに当社子会社の取締役に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成24年11月6日の臨時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成24年11月6日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社監査役 1 当社子会社取締役 3
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成25年6月21日定時株主総会決議)

会社法に基づき、平成25年6月21日時点で在籍する当社従業員及び当社子会社の従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成25年6月21日定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成25年6月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 9 当社子会社従業員 7
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成26年6月24日定時株主総会決議)

会社法に基づき、平成26年6月24日時点で在籍する当社の取締役及び従業員並びに当社子会社の従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成26年6月24日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成26年6月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社従業員 10 当社子会社従業員 3
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	36,500株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)2
新株予約権の行使期間	自 平成28年7月1日 至 平成36年4月30日
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡による新株予約権の取得については当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1. 当社が株式分割(株式無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下、総称して「合併等」という。)を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができる。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(100株とする。ただし、(注)1.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。)を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日(以下「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)の、東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切上げ)とする。ただし、当該金額が割当日の前日の終値(取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式を処分する場合(ただし、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券若しくは当社に対して取得を請求できる証券及び当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使並びに転換社債の転換の場合は除く。)は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

また、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式無償割当ての条件等を勘案の上、当社は合理的な範囲内で行使価額を調整することができ、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限り行使できる。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者又はその相続人は、次の割合の数（ただし、計算した株式数が1単位の株式数の整数倍でない場合は、1単位の整数倍に切り上げた株式数とする。）を上回らない場合に行使できる。

割当日から2年間経過以降（3年目）	20%
割当日から3年間経過以降（4年目）	40%
割当日から4年間経過以降（5年目）	60%
割当日から5年間経過以降（6年目）	80%
割当日から6年間経過以降（7年目）	100%

#### 4. 組織再編成時の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

組織再編成行為の効力発生の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、（注）1. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編成後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

当初権利行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当初権利行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

（注）3. に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要するものとする。

## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得

### (1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2)【取締役会決議による取得の状況】

会社法第155条第3号による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成26年1月30日)での決議状況 (取得期間 平成26年2月3日~平成26年2月28日)	40,000	60,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	40,000	52,192,200
残存決議株式の総数及び価額の総額	-	-
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	-	-
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	-	-

(注) 当自己株式取得は、平成26年2月13日に取得しうる株式の総数(上限40,000株)に達したため、終了しております。

### (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

### (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	15,707	20,481,928
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	40,142	-	24,435	-

- (注) 1. 合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式の当期間は、株式会社T.C.FACTORYを提出会社の完全子会社とする株式交換による移転です。
2. 保有自己株式数の当期間には、平成26年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取及び売渡による株式数は含まれていません。

### 3【配当政策】

当社は、利益配分につきましては、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要な課題のひとつと認識しており、経営成績及び財政状態を勘案しながら長期的な視点にたった安定的な配当を継続することを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの配当の決定機関は、期末配当については定時株主総会、中間配当については取締役会であります。

上記の方針のもと、当事業年度の期末配当は、足元の状況及び経営環境並びに配当金額の規模等を総合的に勘案した結果、1株当たり5円の配当を実施することを決定いたしました。

内部留保につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、技術優位性及びコスト競争力を高め、市場ニーズに応える技術及びサービス開発体制や企画営業体制を強化するための人材採用やMSDBやサービスエンジンの開発など、将来の事業拡大への投資に有効に活用して参りたいと考えております。

当社は会社法第454条第5項の規定に基づき、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当金額 (円)
平成26年6月24日 定時株主総会決議	11,919	5.0

### 4【株価の推移】

#### (1)〔最近5年間の事業年度別最高・最低株価〕

回次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月
最高(円)	8,400 2,495	2,890	1,820	1,389	4,570
最低(円)	4,750 1,774	1,210	1,062	703	764

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

2. 印は、株式分割(平成22年1月1日、1株 2株)による権利落後の最高・最低株価を示しております。

#### (2)〔最近6月間の月別最高・最低株価〕

月別	平成25年10月	平成25年11月	平成25年12月	平成26年1月	平成26年2月	平成26年3月
最高(円)	2,689	1,735	2,073	1,860	1,480	1,175
最低(円)	1,691	1,480	1,390	1,434	1,149	854

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。



5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長		浦部 浩司	昭和43年5月18日生	平成4年4月 日本合同ファイナンス(株)(現株)ジャフコ入社 平成11年10月 株ビジュアルコミュニケーション入社 執行役員 平成12年6月 当社設立、代表取締役社長就任(現任)	(注3)	761,000
専務取締役	企画営業本部管掌	伊草 雅幸	昭和44年2月22日生	平成3年4月 日本NCR(株)入社 平成11年3月 サン・マイクロシステムズ(株)入社 平成13年10月 プラズミック(株)(現リサーチ・イン・モーション・ジャパン)入社 平成15年7月 株アイラテ(現株)ナノ・メディア)入社 平成17年2月 株NTTデータ入社 平成17年9月 当社入社 平成17年11月 当社取締役就任 平成24年10月 当社専務取締役就任(現任) 平成26年4月 当社企画営業本部管掌(現任)	(注3)	51,000
取締役	メディアサービス開発本部R&D事業部長	芳林 知仁	昭和50年10月27日生	平成8年4月 トヨタ東京カローラ(株)入社 平成10年3月 株ジェイビー入社 平成13年7月 当社入社 平成18年3月 コンテンツ開発グループリーダー 平成18年11月 当社取締役就任(現任) 平成26年4月 当社メディアサービス開発本部R&D事業部長(現任)	(注3)	50,000
取締役	経営企画管理本部長	宮木 公平	昭和48年6月11日生	平成8年4月 日本信販(株)(現三菱UFJニコス(株))入社 平成18年11月 株カカコム入社 平成20年3月 当社入社 平成22年4月 当社執行役員就任 当社経営企画管理本部長(現任) 平成24年11月 当社取締役就任(現任)	(注3)	-
取締役		長 俊広	昭和35年12月2日生	昭和60年4月 株CBS・ソニーグループ(現株)ソニー・ミュージックエンタテインメント)入社 平成19年6月 株T.C.FACTORY代表取締役社長(現任) 平成24年11月 当社取締役就任(現任)	(注3)	5,085
取締役		鶴飼 幸弘 (注1)	昭和34年2月19日生	昭和56年4月 シャープ(株)入社 平成元年2月 株リコー入社 平成2年9月 株メガチップス入社 平成10年6月 同社取締役就任 平成12年6月 当社取締役就任(現任) 平成13年2月 株メガチップス常務取締役就任 平成20年1月 同社代表取締役副社長就任 平成20年6月 同社代表取締役社長就任 平成23年7月 株テクノロジーハブ代表取締役社長就任(現任)	(注3)	15,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役		佐藤 明 (注1)	昭和40年3月17日生	昭和62年4月 野村證券(株)入社 平成13年5月 (株)バリュークリエイイト代表取締役(現任) 平成17年12月 富士製薬工業(株)監査役(現任) 平成24年11月 当社取締役就任(現任)	(注3)	-
常勤監査役		山本 実 (注2)	昭和23年9月16日生	昭和46年4月 (株)埼玉銀行(現(株)埼玉りそな銀行)入行 平成8年4月 (株)ランシステム出向 平成12年9月 (株)ランシステム専務取締役就任 平成20年5月 (株)ランシステム代表取締役社長就任 平成21年11月 (株)オフィス・シューエイ監査役就任 平成22年11月 ピーエムアール(株)監査役就任 平成23年7月 ピーエムアール(株)(現スマイキー(株))取締役就任(現任) 平成24年6月 当社監査役就任(現任)	(注4)	-
監査役		大塚 一郎 (注2)	昭和28年4月20日生	昭和56年4月 弁護士登録、竹内澄夫法律事務所 昭和63年1月 ニューヨーク州弁護士登録 昭和63年9月 キル・パトリック・アンド・コーディ法律事務所入所 平成2年9月 アレン・アンド・オーヴェリー法律事務所入所 平成4年10月 ブレークモア法律事務所入所 平成11年12月 メリルリンチ日本証券(株)監査役就任(現任) 平成14年6月 リシュモンジャパン(株)監査役就任(現任) 平成14年10月 東京六本木法律事務所(現東京六本木法律特許事務所)設立、パートナー就任(現任) 平成20年1月 当社監査役就任(現任)	(注4)	-
監査役		今西 浩之 (注2)	昭和41年9月22日生	平成3年10月 太田昭和監査法人(現新日本有限責任監査法人)入所 平成10年7月 公認会計士今西浩之事務所所長(現任) 平成13年10月 (株)ランシステム取締役就任 平成15年3月 イマニシ税理士法人 社員(現任) 平成17年3月 (株)朝日ネット監査役就任(現任) 平成17年6月 (株)バイオラックス監査役就任(現任) 平成20年6月 当社監査役就任(現任)	(注4)	-
計						882,085

- (注) 1. 取締役鶴飼幸弘氏、取締役佐藤明氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役山本実氏、大塚一郎氏及び今西浩之氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 平成26年6月24日選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでであります。
4. 平成24年6月22日選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでであります。

## 6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業価値の継続的な向上のため、コーポレート・ガバナンス体制の強化を経営の最重要課題と考えております。その実現に向け、透明性が高く、かつ柔軟性に優れた組織及びシステムを構築し、株主並びに当社サービスのユーザーに対する責務を果たしていくという認識のもと、以下のとおりコーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。

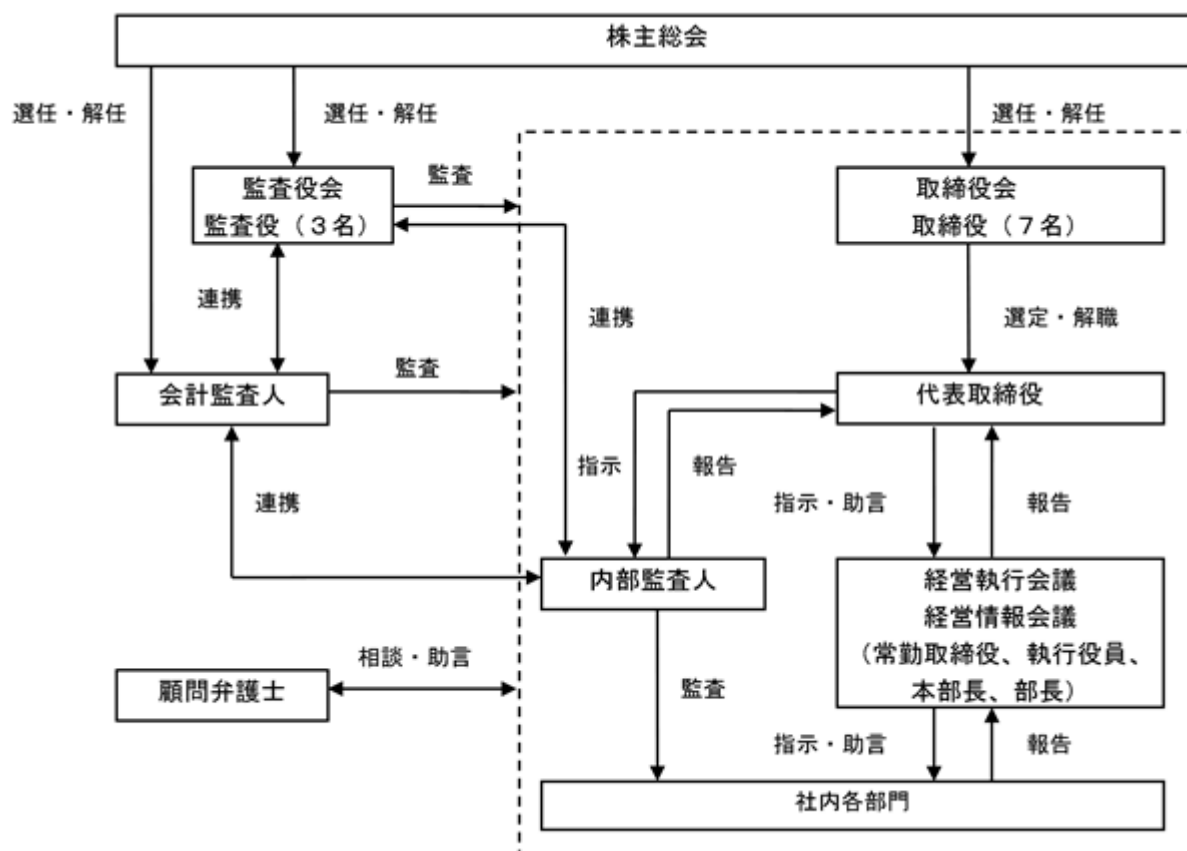
コーポレート・ガバナンス体制の概要・当該体制を採用する理由

当社は、監査役会制度を採用しており、取締役会及び監査役会を設置しております。社外取締役（2名）及び社外監査役（3名）を選任し、上場企業としての企業経営や会計・税務・法務・内部統制等に知見をもって他の取締役の業務執行の監視や提言等を行うことで信頼性の高いガバナンス体制を構築しております。

現在のガバナンス体制は、当社の現在の規模、企業としての成長段階及び技術開発等のスピードを勘案して、他のガバナンス体制より意思決定のスピードや透明性等において最も効率が良く、最適な体制であると判断しております。

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

当社のコーポレート・ガバナンスの状況を図示すると以下のとおりであります。



#### ( )取締役会

当社の取締役会は、社外取締役2名を含めた7名の取締役で構成されており、取締役会規程に基づき、監査役出席の下、経営上の重要な意思決定を討議し決定及び取締役の業務執行の監督を行っております。当社では原則月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、取締役会においては権限に基づいた意思決定の他、業績の進捗状況等、その他の業務上の報告を行い情報の共有を図っております。また、会計監査人からの指導事項についての改善案も同会において検討し、業務改善に努めるよう関連部署の部門長（本部長及び部長）に指示をしております。

( ) 監査役会

監査役会の構成は、常勤社外監査役1名と2名の社外監査役であり、各監査役の経験と見識に基づいた客観的な視点から監査を行っております。具体的には、毎月1回の監査役会を開催するとともに、取締役会に出席、常勤監査役については取締役会の他、経営情報会議への出席や重要書類の閲覧等により、取締役の職務執行について監査しております。なお、社外監査役今西浩之は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する監査役であります。今西氏は、公認会計士及び税理士であり会計・税務の専門家として高い知見、経験を持ち、他の上場企業での監査役経験も豊富なことから、会計・税務及び開示面での監査機能強化に適任であると判断し、選任しております。

( ) 経営執行会議

業務執行を効果的かつ迅速に行うため、常勤取締役4名及び執行役員2名が、各部門の状況報告や課題を共有し議論する、また、物品・サービスの購入や一部の規程類の制改定等権限に基づいた決裁を行う目的で、2週間に1度、経営執行会議を開催しております。

加えて、毎月の取締役会への付議事項の検討を行う機関としております。

( ) 経営情報会議

全社方針の伝達、共有、月次決算結果の検討に対する各部門での問題点の検討、各グループ単位での業務運営状況報告及び情報交換等を行うため、常勤取締役、執行役員及び部長によって2週間に1度開催されております。本書提出日現在の構成人数は、常勤取締役4名（うち1名 本部長兼務）、執行役員2名（うち2名 本部長兼務）、部長7名、常勤監査役1名の計14名であります。

( ) 内部監査及び監査役監査

当社では内部統制の有効性及び実際の業務の執行状況については、内部監査人（2名）による監査・調査を定期的実施しております。具体的には、内部監査担当が経営企画管理本部以外の部門の監査を担当し、経営企画管理本部の監査は経営企画管理本部以外の部門（本書提出日現在はメディアサービス開発本部 R & D 事業部）の部長が担当し、監査実施結果の報告及び改善案の提出を代表取締役社長へ、内部監査実施の都度行うこととしております。被監査部門に対しては、改善事項を指示するとともに、改善の進捗状況を報告させた後、フォローアップ内部監査を実施することによりその実効性を確保しております。

監査役監査については、会計、法律及びリスクマネジメントに精通した公認会計士資格を有する者の他、弁護士資格を有する者を社外監査役として選任しており、経営監視機能が有効に機能する体制を構築しております。

また、監査役監査、会計監査人による監査及び内部監査が有機的に連携するよう、内部監査結果については、監査の都度、内部監査人が監査役会に報告し、適宜意見交換を行っております。加えて、月に1回の内部監査人と常勤監査役のミーティングを開催し、意見・情報交換を行っております。会計監査人との連携につきましては、会計監査人に報告を行うとともに、会計監査人の期中の監査結果報告会に出席しております。監査役会と会計監査人とは、期中の監査後等に報告を受ける他適宜意見交換を行っております。

なお、社外取締役・社外監査役と内部統制部門との連携につきましては、監査役会と内部監査人との定期的な意見・情報交換に加え、経営企画管理本部が社外取締役及び社外監査役のサポートにあたっており、取締役会関係資料等を事前に配布するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。その他、社外取締役、社外監査役から問合せ等があった場合には、経営企画管理本部が迅速に対応する体制となっております。

( ) 弁護士

当社は、顧問弁護士と顧問契約を締結しており、重要な契約、法的判断及びコンプライアンスに関する事項について相談し、助言ないし指導を受けております。

( ) 会計監査人

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を結び、監査を受けております。当事業年度における、業務を執行した公認会計士の氏名及び監査業務に係る補助者の構成については以下のとおりです。

業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 吉村 孝郎

指定有限責任社員 業務執行社員 高木 政秋

継続監査年数につきましては、両名とも7年以内であるため、記載を省略しております。

監査業務に係る補助者の構成  
公認会計士6名、会計士補等3名

( )内部統制システムの整備の状況

当社は、業務運営を適切かつ効率的に遂行するため、会社業務の意思決定や業務実施に関する各種社内規程を定め、職務権限、業務分掌等の明確化と適切な内部統制が機能する体制を整備しております。さらに、これらの内部統制が有効に機能していることを確認するために、内部監査人（内部監査担当及び他部門のリーダー）による内部監査を、内部監査計画書に従った定期監査他必要に応じて特命監査を実施しております。

リスク管理体制の整備の状況

当社では、取締役会、経営執行会議及びリスク管理委員会において、代表取締役社長をはじめ、取締役が情報の収集、共有を図ることにより、リスクの早期発見と未然防止に努めております。また、経営情報会議の結果を各部門長から各部門へ伝達し、問題解決に向けた指揮、命令を行うことで、リスク管理の有効性向上を図っております。

コンプライアンスについては、コンプライアンス委員会を主管として推進しております。従業員への説明会実施や、ホットライン制度を通じ、周知・徹底を図っております。また、コンプライアンス体制の確立・強化のため顧問弁護士、顧問社会保険労務士、顧問税理士等社外の専門家へのアドバイスやチェックの依頼を行っております。加えて、情報に係るセキュリティ体制を強化するため、関連する規程の整備を行いプライバシーマークの取得を行っております。

役員報酬の内容及び方針

当社は、平成26年3月期において、取締役及び監査役に対する役員報酬は次のとおりであります。

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	役員賞与引当金 繰入額	
取締役 (社外取締役を除く)	74,714	61,582	13,132	5
社外役員	25,440	20,340	5,100	5

(注)平成19年6月25日開催の第7回定時株主総会決議に基づき、取締役の報酬額総額を年額300百万円以内、監査役の報酬額総額を年額50百万円以内と改定しております。

なお、当社の役員報酬の決定に際しては、会社の業績及び各取締役の貢献度等に基づき報酬金額を決定しております。

社外取締役及び社外監査役の状況

イ.社外取締役及び社外監査役の員数

当社の社外取締役は2名、社外監査役は3名であります。

ロ.会社の社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係の概要

社外取締役鶴飼幸弘は、当社株式及び新株予約権を保有している他は、当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係はございません。本書提出日現在の保有数は以下のとおりです。

鶴飼 幸弘 株式 15,000株

社外取締役佐藤明は、当社新株予約権を保有している他は、当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係はございません。本書提出日現在の保有数は以下のとおりです。

佐藤 明 50個(5,000株)

社外監査役山本実及び大塚一郎並びに今西浩之は、当社新株予約権を保有している他は、当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係はございません。本書提出日現在の保有数は以下のとおりです。

山本 実 50個(5,000株)

大塚 一郎 5個(5,000株)

今西 浩之 5個(5,000株)

ハ.社外取締役又は社外監査役が提出会社の企業統治において果たす機能及び役割

社外取締役には、それぞれ上場企業経営者、証券アナリストとしての豊富な経験・知識に基づいた助言や監視を受け、経営意思決定に役立っております。

社外監査役は、企業経営、会計、法務等に関する豊富な知識・経験に基づいた発言を取締役会、監査役会等で行なっており、その立場から適正な監査を実施しております。

## 二．社外取締役又は社外監査役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準又は方針の内容

当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性の基準として、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たすことを選任の要件としております。

### ホ．社外取締役及び社外監査役の選任状況に関する提出会社の考え方

社外取締役鶴飼幸弘は、上場企業運営における経験が当社にとって有益であるとの判断から選任しております。

社外取締役佐藤明は、証券アナリストとして数多くの企業分析に携われた豊富な経験及び企業運営にかかる幅広い見識が当社にとって有益であるとの判断から選任しております。

社外監査役山本実氏は、同氏の長年にわたる経営者としての豊富な経験や見識を活かし、経営全般に対する監査と有効な助言をいただけるとの判断から選任しております。

社外監査役大塚一郎は、弁護士としての法務面での高い専門的見地及び提言が的確であり、また、他社での監査役経験も豊富なことから、コンプライアンス及びリスク管理面での監査役機能強化のために適任であると判断し、選任しております。

社外監査役今西浩之は、会計・税務の専門家として高い知見、経験を持ち、他の上場企業での監査役経験も豊富なことから、会計・税務及び開示面での監査機能強化に適任であると判断し、選任しております。

### ヘ．社外監査役による監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

上記 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等( )内部監査及び監査役監査に記載しております。

## 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役である鶴飼幸弘及び佐藤明並びに社外監査役である大塚一郎及び今西浩之は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する金額です。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

## 取締役の定数

当社の取締役の定数は7名以内とする旨を定款で定めております。

## 取締役の選任の要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款で定めております。

## 自己株式に関する要件

当社は、自己の株式の取得について、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を図るため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

## 株主総会の特別議決要件の変更

当社は、会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。これは、株主総会における特別議決要件を緩和することにより、円滑な株主総会の運営を図る目的であります。

## 中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を実施するため、会社法第454条第5項の規定に基づく中間配当を取締役会の決議で行うことができる旨を定款で定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	15,500	-	15,500	-
連結子会社	-	-	-	-
計	15,500	-	15,500	-

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社の有限責任監査法人トーマツに対する監査報酬の決定については、代表取締役が監査役会の同意を得て定める旨を定款に定めており、取締役会にて監査日数等を検討したうえで監査役会の同意を得て決定しております。

## 第5【経理の状況】

### 1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。

なお、当連結会計年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の連結財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年9月21日内閣府令第61号）附則第3条第2項により、改正前の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

なお、当事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年9月21日内閣府令第61号）附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

### 3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。



## 1【連結財務諸表等】

## (1)【連結財務諸表】

## 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	791,107	472,575
売掛金	446,319	486,862
仕掛品	10,874	2 31,456
繰延税金資産	37,896	-
その他	25,583	47,791
貸倒引当金	1,780	1,030
流動資産合計	1,310,000	1,037,654
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	17,646	33,356
減価償却累計額	3 7,981	3 13,236
建物附属設備(純額)	9,664	20,120
工具、器具及び備品	38,091	42,550
減価償却累計額	3 33,888	3 37,449
工具、器具及び備品(純額)	4,203	5,101
リース資産	10,320	5,580
減価償却累計額	6,294	1,116
リース資産(純額)	4,025	4,464
有形固定資産合計	17,893	29,685
無形固定資産		
ソフトウェア	392,327	533,741
ソフトウェア仮勘定	573,850	91,641
その他	15,096	14,393
無形固定資産合計	981,275	639,776
投資その他の資産		
投資有価証券	1 75,584	1 48,730
繰延税金資産	76,954	-
敷金及び保証金	92,466	91,297
その他	29	72
投資その他の資産合計	245,035	140,101
固定資産合計	1,244,204	809,563
資産合計	2,554,205	1,847,218

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	181,322	163,182
未払金	15,111	14,600
未払法人税等	48,299	4,221
賞与引当金	64,706	61,124
役員賞与引当金	14,907	18,232
受注損失引当金	-	2,574,411
その他	80,275	35,661
流動負債合計	404,621	354,431
固定負債		
長期借入金	15,796	2,663
退職給付引当金	76,717	-
退職給付に係る負債	-	78,141
その他	2,420	3,739
固定負債合計	94,934	84,543
負債合計	499,555	438,975
純資産の部		
株主資本		
資本金	391,367	490,847
資本剰余金	295,687	390,447
利益剰余金	1,322,872	553,057
自己株式	149	52,341
株主資本合計	2,009,776	1,382,009
新株予約権	8,740	12,758
少数株主持分	36,132	13,474
純資産合計	2,054,649	1,408,242
負債純資産合計	2,554,205	1,847,218

## 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
売上高	2,499,448	2,197,203
売上原価	1,725,651	5 1,784,988
売上総利益	773,796	412,214
販売費及び一般管理費	1, 2 554,408	1, 2 543,908
営業利益又は営業損失( )	219,388	131,693
営業外収益		
受取利息	8	46
雑収入	2	95
営業外収益合計	10	141
営業外費用		
持分法による投資損失	-	269
支払利息	243	179
為替差損	171	832
株式交付費	-	1,816
自己株式取得費用	-	1,207
その他	0	-
営業外費用合計	415	4,306
経常利益又は経常損失( )	218,983	135,858
特別利益		
投資有価証券売却益	-	18,450
特別利益合計	-	18,450
特別損失		
固定資産除却損	3 534	3 56,659
関係会社株式評価損	-	29,284
減損損失	-	4 442,761
特別損失合計	534	528,705
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失( )	218,448	646,114
法人税、住民税及び事業税	91,092	1,113
法人税等調整額	6,144	114,851
法人税等合計	97,237	115,964
少数株主損益調整前当期純利益又は少数株主損益調整前当期純損失( )	121,211	762,079
少数株主損失( )	5,425	3,404
当期純利益又は当期純損失( )	126,636	758,674

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益又は少数株主損益調整前当期純損失( )	121,211	762,079
包括利益	121,211	762,079
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	126,636	758,674
少数株主に係る包括利益	5,425	3,404

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	388,317	295,437	1,207,210	94	1,890,869
当期変動額					
新株の発行	3,050	250			3,300
剰余金の配当			10,974		10,974
当期純利益			126,636		126,636
自己株式の取得				54	54
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	3,050	250	115,661	54	118,907
当期末残高	391,367	295,687	1,322,872	149	2,009,776

	新株予約権	少数株主持分	純資産合計
当期首残高	6,701	-	1,897,570
当期変動額			
新株の発行			3,300
剰余金の配当			10,974
当期純利益			126,636
自己株式の取得			54
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,039	36,132	38,171
当期変動額合計	2,039	36,132	157,078
当期末残高	8,740	36,132	2,054,649

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	391,367	295,687	1,322,872	149	2,009,776
当期変動額					
新株の発行	99,480	94,760			194,240
剰余金の配当			11,140		11,140
当期純損失（ ）			758,674		758,674
自己株式の取得				52,192	52,192
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	99,480	94,760	769,814	52,192	627,766
当期末残高	490,847	390,447	553,057	52,341	1,382,009

	新株予約権	少数株主持分	純資産合計
当期首残高	8,740	36,132	2,054,649
当期変動額			
新株の発行			194,240
剰余金の配当			11,140
当期純損失（ ）			758,674
自己株式の取得			52,192
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4,018	22,658	18,639
当期変動額合計	4,018	22,658	646,406
当期末残高	12,758	13,474	1,408,242

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失( )	218,448	646,114
減価償却費	196,031	246,342
固定資産除却損	534	56,659
減損損失	-	442,761
株式報酬費用	2,039	4,018
貸倒引当金の増減額( は減少)	1,480	750
賞与引当金の増減額( は減少)	6,898	3,582
役員賞与引当金の増減額( は減少)	1,342	3,325
退職給付引当金の増減額( は減少)	7,576	-
退職給付に係る負債の増減額( は減少)	-	1,423
受注損失引当金の増減額( は減少)	-	57,411
受取利息	8	46
支払利息	243	179
株式交付費	-	1,816
持分法による投資損益( は益)	-	269
関係会社株式評価損	-	29,284
投資有価証券売却損益( は益)	-	18,450
売上債権の増減額( は増加)	156,162	40,543
たな卸資産の増減額( は増加)	10,462	20,582
仕入債務の増減額( は減少)	51,220	18,140
未払金の増減額( は減少)	3,881	511
未払消費税等の増減額( は減少)	636	7,716
その他	18,457	52,741
小計	547,175	34,314
利息及び配当金の受取額	6	43
利息の支払額	243	179
法人税等の支払額	111,276	43,704
営業活動によるキャッシュ・フロー	435,661	9,526
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	735	20,355
無形固定資産の取得による支出	458,694	393,686
関係会社株式の取得による支出	-	68,253
投資有価証券の売却による収入	-	64,750
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	21,554	-
その他	496	1,113
投資活動によるキャッシュ・フロー	437,378	418,658
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
長期借入金の返済による支出	2,346	17,333
株式の発行による収入	3,300	192,423
配当金の支払額	10,824	11,341
自己株式の取得による支出	54	52,192
ファイナンス・リース債務の返済による支出	2,167	1,903
財務活動によるキャッシュ・フロー	12,092	109,652
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	13,809	318,532
現金及び現金同等物の期首残高	804,917	791,107
現金及び現金同等物の期末残高	791,107	472,575

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 1社

主要な連結子会社の名称

株式会社T.C.FACTORY

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 1社

主要な会社の名称

株式会社CSマーケティング

同社については、当連結会計年度より、新たに株式を取得したことにより、同社を関連会社とし、持分法適用の範囲に含めております。

(2) 持分法を適用していない関連会社(株式会社メタキャスト)は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社である株式会社T.C.FACTORYの事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

仕掛品

個別法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 10~15年

工具、器具及び備品 3~10年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(取得時に費用化もしくは2年~5年)に基づいております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注案件のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができるものについて、その損失見込額を受注損失引当金に計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法



当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

売上の計上基準

コンテンツビジネスにおいては、当社グループサーバーにて把握した会員数の異動状況等に基づき売上計上し、後日通信事業者からの支払通知書の到着時点で当社グループ計上額との差額につき売上調整しております。

メディアビジネスにおいては、主にアプリケーション開発に係るプロジェクトの収益の計上基準について、当連結会計年度末までの進捗部分についての成果の確実性が認められるプロジェクトについては工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他のプロジェクトについては工事完成基準に基づき計上しております。

なお、当連結会計年度における工事進行基準による完成工事高は304,097千円になります。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

前連結会計年度において、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「自己株式の取得による支出」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた54千円は、「自己株式の取得による支出」54千円として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

1. 関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
投資有価証券(株式)	29,284千円	48,730千円

2. 同一の工事契約に係るたな卸資産及び受注損失引当金を相殺せずに両建てで表示しております。

当該受注損失引当金に対応するたな卸資産の金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
仕掛品	-	24,429千円

3. 有形固定資産の減損損失累計額については、連結貸借対照表上、減価償却累計額に含めて表示しております。

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
役員報酬	59,601千円	79,821千円
賃金給料及び諸手当	147,070	133,507
支払手数料	66,081	64,965
回収代行手数料	24,941	15,860
広告宣伝費	11,158	30,066
賞与引当金繰入額	17,576	17,370
役員賞与引当金繰入額	14,907	18,232
退職給付費用	6,700	5,586
貸倒引当金繰入額	1,780	1,030

2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
	47,506千円	6,200千円

3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
工具、器具及び備品	9千円	6千円
ソフトウェア	524	1,019
ソフトウェア仮勘定	-	55,633
計	534	56,659

4 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(1) 減損損失を認識した資産

場所	用途	種類	減損損失(千円)
東京都渋谷区	事業用資産	ソフトウェア	140,174
		ソフトウェア仮勘定	296,352
		その他(注)	6,234
合 計			442,761

(注)「その他」は、建物附属設備、工具、器具及び備品、のれんになります。

(2) グルーピングの方法及び減損損失を認識するに至った経緯

当社グループは、管理会計上の区分及び投資の意思決定を基礎として継続的に収支の把握がなされている単位でグルーピングを実施しております。

当連結会計年度において、上記事業用資産の一部に減損の兆候が把握されたことから、回収可能性を慎重に検証した結果、将来キャッシュ・フローの見積もり総額が当該資産グループの帳簿価額を下回ることとなったため、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

また、回収可能額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローの割引率は9.21%を使用しております。

5 売上原価に含まれている受注損失引当金繰入額

前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
	57,411千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末株 式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1	2,195,000	36,000	-	2,231,000
合計	2,195,000	36,000	-	2,231,000
自己株式				
普通株式(注)2	73	69	-	142
合計	73	69	-	142

(注)1. 発行済株式数の増加は、ストック・オプションの行使による36,000株の増加分であります。

2. 自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる69株の増加分であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションとして の新株予約権	-	-	-	-	-	8,740
合計		-	-	-	-	-	8,740

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成24年6月22日 定時株主総会	普通株式	10,974	5.0	平成24年3月31日	平成24年6月25日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年6月21日 定時株主総会	普通株式	11,154	利益剰余金	5.0	平成25年3月31日	平成25年6月24日

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数（株）	当連結会計年度増加 株式数（株）	当連結会計年度減少 株式数（株）	当連結会計年度末株 式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）1	2,231,000	193,000	-	2,424,000
合計	2,231,000	193,000	-	2,424,000
自己株式				
普通株式（注）2	142	40,000	-	40,142
合計	142	40,000	-	40,142

- （注）1. 発行済株式数の増加は、有償第三者割当増資による120,000株、ストック・オプションの行使による73,000株の増加分であります。
2. 自己株式の株式数の増加は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得による40,000株の増加分であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （千円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 （親会社）	ストック・オプションとして の新株予約権	-	-	-	-	-	12,758
	合計	-	-	-	-	-	12,758

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成25年6月21日 定時株主総会	普通株式	11,154	5.0	平成25年3月31日	平成25年6月24日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日
平成26年6月24日 定時株主総会	普通株式	11,919	利益剰余金	5.0	平成26年3月31日	平成26年6月25日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）	当連結会計年度 （自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）
現金及び預金勘定	791,107千円	472,575千円
現金及び現金同等物	791,107千円	472,575千円

(リース取引関係)

リース資産総額の重要性が乏しいため注記を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要な資金は内部資金で賄える状態にありますが、連結子会社では一部銀行等の金融機関からの借入により資金を調達しております。また、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金はそのほとんどが1ヶ月以内の支払期日となっております。

借入金は、主に設備投資に係る資金調達であり、固定金利を適用し、支払利息を固定化しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、役職者が日常的、定期的な取引先の情報の把握に努め、取引相手ごとの期日及び残高管理を行うとともに、各部と連携し、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部からの報告に基づき経営管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

前連結会計年度（平成25年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	791,107	791,107	-
(2) 売掛金	446,319	446,319	-
(3) 敷金及び保証金	92,466	91,810	656
資産計	1,329,892	1,329,236	656
(1) 買掛金	181,322	181,322	-
(2) 未払金	15,111	15,111	-
(3) 未払法人税等	48,299	48,299	-
(4) 長期借入金	20,488	20,468	19
負債計	265,221	265,201	19

1年以内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めております。

当連結会計年度（平成26年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	472,575	472,575	-
(2) 売掛金	486,862	486,862	-
(3) 敷金及び保証金	91,297	91,008	289
資産計	1,050,735	1,050,446	289
(1) 買掛金	163,182	163,182	-
(2) 未払金	14,600	14,600	-
(3) 未払法人税等	4,221	4,221	-
(4) 長期借入金	3,155	3,199	44
負債計	185,158	185,203	44

1年以内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1)現金及び預金(2)売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)敷金及び保証金

この時価は、貸借期間の将来キャッシュ・フローをリスクフリーレートで割り引いた現在価値により算定してあります。

負 債

(1)買掛金(2)未払金(3)未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によってあります。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
非上場株式	75,584	48,730

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、金融商品の時価等には含めておりません。

なお、当連結会計年度において、非上場株式について29,284千円の減損処理を行っております。

また、当連結会計年度中の売却額は64,750千円であり、売却益は18,450千円であります。

3. 満期のある金銭債権については、全て1年以内に償還されるものとなっております。

4. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（平成25年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	4,692	4,692	4,692	4,692	492	1,228

当連結会計年度（平成26年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	492	492	492	492	492	695

（デリバティブ取引関係）

当社グループはデリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

前連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社グループは、退職金支給規程に基づく退職一時金制度を採用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)
イ 退職給付債務(千円)	76,717
ロ 退職給付引当金(千円)	76,717

（注）当社グループは、退職給付債務の算定に当たり、簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）を採用しております。

3. 退職給付費用に関する事項

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
退職給付費用(千円)	21,173

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社グループは、退職金支給規程に基づく退職一時金制度を採用しており、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高	76,717	千円
退職給付費用	19,289	
退職給付の支払額	17,865	
退職給付に係る負債の期末残高	78,141	

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

非積立型制度の退職給付債務	78,141	千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	78,141	

退職給付に係る負債	78,141	千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	78,141	

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 19,289 千円

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
販売費及び一般管理費の株式報酬費用	2,039	4,018

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権	第7回 新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役4名、従業員20名	当社取締役2名、監査役1名、従業員14名	当社取締役1名、監査役1名、従業員16名	当社監査役1名、従業員24名	当社従業員19名	当社従業員20名
株式の種類及び付与数(注)	普通株式247,000株	普通株式103,000株	普通株式76,000株	普通株式33,000株	普通株式8,000株	普通株式2,600株
付与日	平成18年3月31日	平成19年3月30日	平成20年3月31日	平成20年11月14日	平成21年6月30日	平成22年6月30日
権利確定条件	権利行使時に当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位にあること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合。株式公開日から1年間経過することを行使期間開始の条件とする。	権利行使時に当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位にあること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合。株式公開日から1年間経過することを行使期間開始の条件とする。	権利行使時に当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位にあること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合。株式公開日から1年間経過することを行使期間開始の条件とする。	権利行使時に当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位にあること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合。株式公開日から1年間経過することを行使期間開始の条件とする。	権利行使時に当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位にあること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合。発行日から2年間経過することを行使期間開始の条件とする。	権利行使時に当社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位にあること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合。発行日から2年間経過することを行使期間開始の条件とする。
対象勤務期間	-	-	-	-	自 平成21年6月30日 至 平成23年6月30日	自 平成22年6月30日 至 平成24年6月30日
権利行使期間	自 平成20年4月1日 至 平成28年2月28日	自 平成21年4月1日 至 平成29年2月21日	自 平成22年4月1日 至 平成30年3月31日	自 平成22年11月15日 至 平成30年10月31日	自 平成23年7月1日 至 平成31年5月28日	自 平成24年7月1日 至 平成32年5月13日



	第8回 新株予約権	第9回 新株予約権	第10回 新株予約権	第11回 新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員29名	当社従業員12名	当社取締役2名 当社監査役1名 当社子会社取締役3名	当社従業員9名 当社子会社従業員7名
株式の種類及び付与数 (注)	普通株式 10,000株	普通株式 1,300株	普通株式 50,000株	普通株式 1,600株
付与日	平成23年6月30日	平成24年6月29日	平成24年11月30日	平成25年6月30日
権利確定条件	権利行使時に当社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位にあること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合。発行日から2年間経過することを行使期間開始の条件とする。	権利行使時に当社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位にあること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合。発行日から2年間経過することを行使期間開始の条件とする。	権利行使時に当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位にあること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合。発行日から2年間経過することを行使期間開始の条件とする。	権利行使時に当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位にあること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合。発行日から2年間経過することを行使期間開始の条件とする。
対象勤務期間	自 平成23年6月30日 至 平成25年6月30日	自 平成24年6月29日 至 平成26年6月29日	自 平成24年11月30日 至 平成26年11月30日	自 平成25年6月30日 至 平成27年6月30日
権利行使期間	自 平成25年7月1日 至 平成33年4月26日	自 平成26年7月1日 至 平成34年4月25日	自 平成26年12月1日 至 平成34年9月5日	自 平成27年7月1日 至 平成35年5月14日

(注)株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成26年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、その株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権	第7回 新株予約権
権利確定前(株)						
前連結会計年度末	-	-	-	-	-	-
付与	-	-	-	-	-	-
失効	-	-	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-	-	-
権利確定後(株)						
前連結会計年度末	74,000	45,000	43,000	26,000	6,600	2,000
権利確定	-	-	-	-	-	-
権利行使	59,000	14,000	-	-	-	-
失効	-	5,000	3,000	2,000	-	600
未行使残	15,000	26,000	40,000	24,000	6,600	1,400

	第8回 新株予約権	第9回 新株予約権	第10回 新株予約権	第11回 新株予約権
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	9,800	1,200	50,000	-
付与	-	-	-	1,600
失効	-	300	-	-
権利確定	9,800	-	-	-
未確定残	-	900	50,000	1,600
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	-	-	-	-
権利確定	9,800	-	-	-
権利行使	-	-	-	-
失効	1,000	-	-	-
未行使残	8,800	-	-	-

単価情報

	第1回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権	第7回 新株予約権
権利行使価格(円)	80	500	870	980	3,500	2,110
行使時平均株価 (円)	1,797	1,705	-	-	-	-
付与日における 公正な評価単価 (円)	-	-	-	-	1,696	885

	第8回 新株予約権	第9回 新株予約権	第10回 新株予約権	第11回 新株予約権
権利行使価格(円)	1,785	911	1,030	1,157
行使時平均株価 (円)	-	-	-	-
付与日における 公正な評価単価 (円)	673	293	357	357

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度（平成26年3月期）に付与された第11回新株予約権の公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法                      ブラック・ショールズ式  
主な基礎数値及び見積方法

	第11回新株予約権
株価変動性（注）1	37.8%
予想残存期間（注）2	5.94年
予想配当（注）3	0.491円/株
無リスク利率（注）4	0.243%

（注）1．第11回新株予約権は51ヶ月（平成21年4月から平成25年6月まで）の株価実績に基づき算定しております。

2．合理的な見積りにより、第11回新株予約権については5.94年間としております。

3．平成25年3月期の配当実績額で算定しております。

4．予想残存期間に対応する期間の国債利回りを用いて算定しております。

#### 4．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
繰延税金資産(流動)		
賞与引当金	24,594千円	21,784千円
未払費用	7,421	3,815
未払事業税	5,008	1,023
未払事業所税	-	1,145
貸倒引当金	248	112
受注損失引当金	-	20,461
連結会社間内部利益消去	886	-
工事進行基準に係る申告調整額	-	14,154
小計	38,159	62,497
評価性引当額	262	39,796
繰延税金資産(流動)合計	37,896	22,701
繰延税金負債(流動)		
工事進行基準に係る申告調整額	-	22,701
繰延税金負債(流動)合計	-	22,701
繰延税金資産(流動)の純額	37,896	-
繰延税金資産(固定)		
減価償却超過額	57,440	56,411
減損損失	-	146,272
退職給付引当金	27,446	-
退職給付に係る負債	-	27,849
関係会社株式評価損	-	10,437
投資有価証券評価損	3,590	3,590
資産除去債務	2,557	3,096
一括償却資産超過額	685	586
繰越欠損金	89,254	132,436
その他	258	172
小計	181,233	380,853
評価性引当額	104,279	380,853
繰延税金資産(固定)合計	76,954	-
繰延税金資産合計	114,850	-

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
法定実効税率	38.0%	38.0%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	5.2	2.4
住民税均等割等	0.4	0.2
試験研究費の税額控除額	1.8	-
未実現利益税効果未認識額	1.8	-
評価性引当額の増減	-	53.8
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-	4.3
その他	0.8	0.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.5	18.0

### 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する連結会計年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については、従来の38.0%から35.6%となります。この税率変更による繰延税金資産の金額及び法人税等調整額への影響はありません。

#### (企業結合等関係)

共通支配下の取引等

子会社株式の追加取得

##### 1. 取引の概要

###### (1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称 株式会社T.C.FACTORY(当社の連結子会社)

事業の内容 インターネットを活用したサービス、アプリケーション、データベースの開発提供

###### (2) 企業結合日

平成26年2月3日

###### (3) 企業結合の法的形式

子会社株式の追加取得

###### (4) 結合後企業の名称

名称に変更はありません。

###### (5) その他取引の概要に関する事項

当社は、当社の連結子会社である株式会社T.C.FACTORYの総株式の議決権の59.8%を所有していましたが、グループ間の連携を強化し、グループ全体の企業価値の向上を図ることを目的として同社株式950株を追加取得した結果、同社の総株式の議決権の74.3%を所有することとなりました。なお、当連結会計年度末における当社の議決権所有割合は、当連結会計期間において、当社による自己株式取得があったことから77.8%になっております。

##### 2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引等(少数株主との取引)として処理しております。

##### 3. 子会社株式の追加取得に関する事項

###### (1) 取得原価

取得の対価(現預金) 19,095千円

###### (2) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

発生したのれん 4,643千円

発生原因 子会社株式の追加取得分の取得原価と、当該追加取得に伴う少数株主持分の減少額との差額によるものであります。

償却方法及び償却期間 5年間にわたる均等償却

#### (資産除去債務関係)

金額的重要性が低いため記載を省略しております。

#### (セグメント情報等)

##### 【セグメント情報】

当社グループは、携帯電話等向けのアプリケーション開発、データベースの構築及びそれらを組合わせたサービスの開発と提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

##### 【関連情報】

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

###### 1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高であるため記載を省略しております。

###### 2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額であるため、記載を省略しております

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高(千円)
K D D I 株式会社	1,721,650

(注) 当社グループは単一セグメントとしているため、関連するセグメント名は記載を省略しております。  
なお、売上高には、K D D I 株式会社の情報料回収代行サービスを利用して、一般ユーザーに有料情報サービスを提供するものが含まれております。

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高であるため記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額であるため、記載を省略しております

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高(千円)
K D D I 株式会社	1,592,165

(注) 当社グループは単一セグメントとしているため、関連するセグメント名は記載を省略しております。  
なお、売上高には、K D D I 株式会社の情報料回収代行サービスを利用して、一般ユーザーに有料情報サービスを提供するものが含まれております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社グループは、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当社グループは、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
法人主要株主	KDDI株式会社	東京都千代田区	141,851	通信業	被所有 直接10.8	販売先	サービス、アプリケーションの開発・提供	1,598,241	売掛金	229,878
							回線使用料の支払い	203,078	買掛金	31,242
							手数料の支払い	6,797	未払金	437

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
法人主要株主	KDDI株式会社	東京都千代田区	141,851	通信業	被所有 直接10.07	販売先	サービス、アプリケーションの開発・提供	1,524,463	売掛金	270,955
							回線使用料の支払い	235,541	買掛金	30,913
							手数料の支払い	7,274	未払金	748

- (注) 1. 上記のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。  
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
上記企業への販売については、当社希望価格を提示し、一般取引先と同様の取引における条件等を勘案して、価格交渉の上その都度決定しております。

(イ) 連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
法人主要株主の子会社	株式会社T-MEDIAホールディングス	東京都目黒区	100	各種インターネットエンタテインメントサービス事業の運営	なし	販売先	サービス、アプリケーションの開発・提供	64,989	売掛金	65,651

- (注) 1. 上記のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。  
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
上記企業への販売については、当社希望価格を提示し、一般取引先と同様の取引における条件等を勘案して、価格交渉の上その都度決定しております。

( 1株当たり情報 )

	前連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日 )	当連結会計年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日 )
1株当たり純資産額	900.90円	579.74円
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 ( )	56.99円	322.58円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	54.51円	-

(注) 1. 当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年 3月31日 )	当連結会計年度 (平成26年 3月31日 )
純資産の部の合計額 (千円)	2,054,649	1,408,242
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	44,872	26,232
(うち新株予約権 (千円))	(8,740)	(12,758)
(うち少数株主持分 (千円))	(36,132)	(13,474)
普通株式に係る期末の純資産額 (千円)	2,009,776	1,382,009
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数 (株)	2,230,858	2,383,858



3. 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額		
当期純利益金額又は当期純損失金額( ) (千円)	126,636	758,674
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額又は当期純損失金額( )(千円)	126,636	758,674
期中平均株式数(株)	2,222,029	2,351,926
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	100,977	-
(うち新株予約権(株))	(100,977)	(-)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	<p>会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく第5回新株予約権(新株予約権の数26個)</p> <p>会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく第6回新株予約権(新株予約権の数33個)</p> <p>会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく第7回新株予約権(新株予約権の数20個)</p> <p>会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく第8回新株予約権(新株予約権の数98個)</p> <p>会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく第9回新株予約権(新株予約権の数12個)</p> <p>会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく第10回新株予約権(新株予約権の数500個)</p>	-

(注) 当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

ストック・オプションとしての新株予約権の付与

当社グループは、平成26年5月22日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役(社外取締役を含む。)及び従業員並びに当社子会社の従業員に対してストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任すること並びに会社法第361条の規定に従ってストック・オプション報酬の承認を求める議案を、平成26年6月24日開催予定の当社第14回定時株主総会に付議することを決議いたしました。

1. 特に有利な条件で新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

役員及び従業員の当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社の取締役及び従業員並びに当社子会社の従業員に対し、金銭の払込みを要することなく新株予約権を割り当てたく存じます。

2. 新株予約権の割当対象者

当社の取締役及び従業員並びに当社子会社の従業員に割り当てるものとします。

3. 新株予約権の払込金額及び割当日

金銭の払込みを要しないものとし、割当日については、取締役会で決定します。

4. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式36,500株を新株予約権の目的となる株式の数の上限とします。

なお、当社が株式分割(株式無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「合併等」という。)を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができます。

(2) 新株予約権の総数

365個を上限とします。(新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は100株とし、(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとします。)

(3) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に(2)に定める新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額とします。

行使価額は、新株予約権の割当日(以下、「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)の、東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切上げ)とします。ただし、当該金額が割当日の前日の終値(取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とします。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式を処分する場合(ただし、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券もしくは当社に対して取得を請求できる証券及び当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使ならびに転換社債の転換の場合は除く。)は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

また、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、当社は合理的な範囲内で行使価額を調整することができ、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

割当日の翌日から2年を経過した日を始期として平成36年4月30日まで

(5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。

(7) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとします。

(8) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員いずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限り行使できる。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではありません。

新株予約権者又はその相続人は、割り当てられた新株予約権のうち、次の割合の数を上限として、新株予約権を行使できます。

割当日から2年間経過以降（3年目）	20%
割当日から3年間経過以降（4年目）	40%
割当日から4年間経過以降（5年目）	60%
割当日から5年間経過以降（6年目）	80%
割当日から6年間経過以降（7年目）	100%

(9) 新株予約権の取得事由及び取得の条件

当社は、新株予約権者又はその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は当該新株予約権を無償で取得します。

前号に定めるほか、当社は、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当該新株予約権を無償で取得します。

(10) 組織再編成時の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

イ 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

組織再編成行為の効力発生の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

- 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とします。
- ハ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、(1)に準じて決定します。
- ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編成後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。
- ホ 新株予約権を行使することができる期間  
(4)に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、(4)に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- ヘ 新株予約権の行使の条件  
(8)に準じて決定します。
- ト 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要するものとします。
- チ 再編成対象会社による新株予約権の取得事由及び取得の条件  
(9)に準じて決定します。

(11) 新株予約権の公正価額

新株予約権の公正価額は、割当日における当社株価及び行使価額等の諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデルを用いて算定します

5. 細目事項

新株予約権に関する細目事項は、取締役会で決定します。

なお、上記の内容については、平成26年6月24日開催予定の当社第14回定時株主総会において承認可決されることを条件とします。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	4,692	492	2.0	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	15,796	2,663	2.0	平成32年6月
合計	20,488	3,155	-	-

(注) 1. 「平均利率」については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	492	492	492	492

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	526,964	1,134,833	1,578,060	2,197,203
税金等調整前四半期純利益金額又は税金等調整前四半期(当期)純損失( )(千円)	324	183,306	288,529	646,114
四半期(当期)純損失( )(千円)	3,831	153,014	236,535	758,674
1株当たり四半期(当期)純損失金額( )(円)	1.71	66.81	101.33	322.58

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純損失金額( )(円)	1.71	63.67	34.49	217.02

## 2【財務諸表等】

## (1)【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	705,498	410,023
売掛金	426,626	480,648
仕掛品	10,874	31,479
前払費用	17,723	31,584
繰延税金資産	37,010	-
その他	6,408	14,446
貸倒引当金	1,780	1,030
流動資産合計	1,202,362	967,151
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物附属設備	16,172	31,934
減価償却累計額	7,507	12,596
建物附属設備(純額)	8,664	19,338
工具、器具及び備品	27,284	29,753
減価償却累計額	25,021	26,797
工具、器具及び備品(純額)	2,262	2,955
リース資産	10,320	5,580
減価償却累計額	6,294	1,116
リース資産(純額)	4,025	4,464
有形固定資産合計	14,953	26,758
<b>無形固定資産</b>		
ソフトウェア	376,752	540,889
ソフトウェア仮勘定	583,187	91,773
電話加入権	72	72
無形固定資産合計	960,012	632,736
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	46,300	-
関係会社株式	107,684	146,495
繰延税金資産	76,954	-
敷金及び保証金	90,539	89,370
投資その他の資産合計	321,478	235,865
固定資産合計	1,296,444	895,360
資産合計	2,498,806	1,862,512

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	189,907	174,642
リース債務	2,167	1,240
未払金	13,987	13,558
未払費用	44,390	25,233
未払法人税等	46,687	3,657
未払消費税等	6,765	-
預り金	7,628	5,627
賞与引当金	64,706	61,124
役員賞与引当金	14,907	18,232
受注損失引当金	-	57,411
その他	263	233
流動負債合計	391,411	360,960
固定負債		
リース債務	2,420	3,739
退職給付引当金	76,717	78,141
固定負債合計	79,138	81,880
負債合計	470,549	442,841
純資産の部		
株主資本		
資本金	391,367	490,847
資本剰余金		
資本準備金	295,687	390,447
資本剰余金合計	295,687	390,447
利益剰余金		
利益準備金	4,295	4,295
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,328,317	573,664
利益剰余金合計	1,332,612	577,959
自己株式	149	52,341
株主資本合計	2,019,516	1,406,911
新株予約権	8,740	12,758
純資産合計	2,028,256	1,419,670
負債純資産合計	2,498,806	1,862,512

## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
売上高	2,414,017	2,121,672
売上原価	1,655,503	1,737,170
売上総利益	758,513	384,502
販売費及び一般管理費	1,524,325	1,506,999
営業利益又は営業損失( )	234,188	122,497
営業外収益		
受取利息	-	0
雑収入	-	50
営業外収益合計	-	50
営業外費用		
為替差損	171	832
株式交付費	-	1,816
自己株式取得費用	-	1,207
営業外費用合計	171	3,857
経常利益又は経常損失( )	234,016	126,304
特別利益		
投資有価証券売却益	-	18,450
特別利益合計	-	18,450
特別損失		
固定資産除却損	2,534	2,566,659
関係会社株式評価損	-	29,284
減損損失	-	434,928
特別損失合計	534	520,872
税引前当期純利益又は税引前当期純損失( )	233,481	628,727
法人税、住民税及び事業税	90,073	820
法人税等調整額	7,031	113,964
法人税等合計	97,105	114,784
当期純利益又は当期純損失( )	136,376	743,511



【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)		当事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費	1	612,516	28.3	554,252	25.7
外注費		735,520	34.0	624,718	29.0
経費		818,046	37.7	976,560	45.3
当期総製造費用		2,166,082	100.0	2,155,532	100.0
期首仕掛品たな卸高		13,706		10,874	
合計		2,179,789		2,166,406	
期末仕掛品たな卸高		10,874		31,479	
他勘定振替高	2	513,411		397,757	
当期売上原価		1,655,503		1,737,170	

(注)

区分	前事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)		当事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)	
	金額(千円)		金額(千円)	
1 経費の主な内訳				
ライセンス使用料		130,788		168,504
減価償却費		167,560		225,713
コンテンツ制作費		35,707		21,257
支払手数料		338,581		372,876
地代家賃		86,832		76,075
通信費		17,141		15,397
旅費交通費		27,162		25,022
2 他勘定振替高の内訳				
ソフトウェア仮勘定		467,507		389,556
研究開発費		45,904		6,200

(原価計算の方法)

原価計算の方法は、プロジェクト別の個別原価計算を採用しております。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	388,317	295,437	295,437	4,295	1,202,915	1,207,210	94	1,890,869	
当期変動額									
新株の発行	3,050	250	250					3,300	
剰余金の配当					10,974	10,974		10,974	
当期純利益					136,376	136,376		136,376	
自己株式の取得							54	54	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	3,050	250	250	-	125,401	125,401	54	128,646	
当期末残高	391,367	295,687	295,687	4,295	1,328,317	1,332,612	149	2,019,516	

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	6,701	1,897,570
当期変動額		
新株の発行		3,300
剰余金の配当		10,974
当期純利益		136,376
自己株式の取得		54
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	2,039	2,039
当期変動額合計	2,039	130,686
当期末残高	8,740	2,028,256

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計			
					繰越利益剰 余金				
当期首残高	391,367	295,687	295,687	4,295	1,328,317	1,332,612	149	2,019,516	
当期変動額									
新株の発行	99,480	94,760	94,760					194,240	
剰余金の配当					11,140	11,140		11,140	
当期純損失（ ）					743,511	743,511		743,511	
自己株式の取得							52,192	52,192	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	99,480	94,760	94,760	-	754,652	754,652	52,192	612,604	
当期末残高	490,847	390,447	390,447	4,295	573,664	577,959	52,341	1,406,911	

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	8,740	2,028,256
当期変動額		
新株の発行		194,240
剰余金の配当		11,140
当期純損失（ ）		743,511
自己株式の取得		52,192
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	4,018	4,018
当期変動額合計	4,018	608,586
当期末残高	12,758	1,419,670

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 10～15年

工具、器具及び備品 3～10年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(取得時に費用化もしくは2年～5年)に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日)に定める簡便法(期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により計算した当事業年度末の退職給付債務に基づき計上しております。

(5) 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注案件のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができるものについて、その損失見込額を受注損失引当金に計上しております。

5. 売上の計上基準

コンテンツビジネスにおいては、当社サーバーにて把握した会員数の異動状況等に基づき売上計上し、後日通信事業者からの支払通知書の到着時点で当社計上額との差額につき売上調整しております。

メディアビジネスにおいては、主にアプリケーション開発に係るプロジェクトの収益の計上基準について、当事業年度末までの進捗部分についての成果の確実性が認められるプロジェクトについては工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他のプロジェクトについては工事完成基準に基づき計上しております。なお、当事業年度における工事進行基準による完成工事高は304,097千円になります。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

以下の事項について、記載を省略しております。

- ・財務諸表等規則第26条の2に定める減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨の注記については、同条第5項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第54条の4に定めるたな卸資産及び工事損失引当金の注記については、同条第4項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第76条の2に定める工事損失引当金繰入額の注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第86条に定める研究開発費の注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の3の2に定める減損損失に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第107条に定める自己株式に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第8条の6に定めるリース取引に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第8条の28に定める資産除去債務に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第68条の4に定める1株当たり純資産額の注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の5の2に定める1株当たり当期純利益金額に関する注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の5の3に定める潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第121条1項第1号に定める有価証券明細表については、同条第3項により、記載を省略しております。

(損益計算書関係)

- 1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度10%、当事業年度12%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度90%、当事業年度88%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
役員報酬	47,441千円	63,579千円
賃金給料及び諸手当	144,390	134,703
法定福利費	27,933	26,883
支払手数料	64,081	68,201
回収代行手数料	24,941	15,860
広告宣伝費	11,158	30,066
賞与引当金繰入額	17,576	17,370
役員賞与引当金繰入額	14,907	18,232
退職給付費用	6,700	5,586
貸倒引当金繰入額	1,780	1,030
減価償却費	8,278	8,158
地代家賃	31,182	33,412

- 2 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
工具、器具及び備品	9千円	6千円
ソフトウェア	524	1,019
ソフトウェア仮勘定	-	55,633
計	534	56,659

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額 子会社株式97,495千円、関連会社株式49,000千円、前事業年度の貸借対照表計上額 子会社株式78,400千円、関連会社株式29,284千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
繰延税金資産(流動)		
賞与引当金	24,594千円	21,784千円
未払費用	7,421	3,815
未払事業税	4,745	874
未払事業所税	-	1,145
貸倒引当金	248	112
受注損失引当金	-	20,461
工事進行基準に係る申告調整額	-	14,154
小計	37,010	62,348
評価性引当額	-	39,646
繰延税金資産(流動)合計	37,010	22,701
繰延税金負債(流動)		
工事進行基準に係る申告調整額	-	22,701
繰延税金負債(流動)合計	-	22,701
繰延税金資産(流動)の純額	37,010	-
繰延税金資産(固定)		
減価償却超過額	46,157	48,315
減損損失	-	143,384
退職給付引当金	27,446	27,849
関係会社株式評価損	-	10,437
投資有価証券評価損	3,590	3,590
資産除去債務	2,557	3,096
一括償却資産超過額	685	586
繰越欠損金	-	47,125
その他	108	115
小計	80,545	284,501
評価性引当額	3,590	284,501
繰延税金資産(固定)合計	76,954	-
繰延税金資産合計	113,964	-

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
法定実効税率	38.0%	38.0%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.6	2.1
住民税均等割等	0.4	0.1
評価性引当額の増減	-	54.4
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-	3.4
試験研究費の税額控除額	1.7	-
その他	0.3	0.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	41.6	18.3

3. 法人税率の変更等による繰延税金資産の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。

これに伴い、繰延税金資産の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については、従来の38.0%から35.6%となります。この税率変更による繰延税金資産の金額及び法人税等調整額へ影響はありません。

(企業結合等関係)

連結財務諸表「注記事項(企業結合等関係)」に記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

連結財務諸表の「注記事項(重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。



【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期 末残高 (千円)
有形固定資産							
建物附属設備	16,172	15,762	-	31,934	12,596	5,088 (2,563)	19,338
工具、器具及び備品	27,284	2,659	190	29,753	26,797	1,959 (342)	2,955
リース資産	10,320	5,580	10,320	5,580	1,116	1,747	4,464
有形固定資産計	53,777	24,001	10,510	67,268	40,509	8,795 (2,906)	26,758
無形固定資産							
ソフトウェア	625,140	535,000	290,962 (141,861)	869,179	328,290	227,982	540,889
ソフトウェア仮勘定	583,187	389,556	880,970 (290,160)	91,773	-	-	91,773
電話加入権	72	-	-	72	-	-	72
無形固定資産計	1,208,401	924,557	1,171,932 (432,022)	961,026	328,290	227,982	632,736

(注) 1. 「当期減少額」及び「当期償却額」欄の( )は内数で、当期の減損損失計上額であります。

また、減損損失累計額については「期末減価償却累計額又は償却累計額」欄に含めております。

2. 当期増加額の主なものは以下のとおりであります。

ソフトウェア 自社利用ソフトウェア 535,000千円

ソフトウェア仮勘定 自社利用ソフトウェア 389,556千円

3. 当期減少額の主なものは以下のとおりであります。

ソフトウェア 償却完了による減少 56,167千円

ソフトウェア仮勘定 ソフトウェア完成による減少 535,176千円

【引当金明細表】

区 分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	1,780	1,030	1,780	-	1,030
賞与引当金	64,706	61,124	64,706	-	61,124
役員賞与引当金	14,907	18,232	14,907	-	18,232
受注損失引当金	-	57,411	-	-	57,411

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 - 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告の方法により行う。 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 公告掲載URL <a href="http://www.sockets.co.jp/ir/">http://www.sockets.co.jp/ir/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株式株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を有していません。

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書  
事業年度（第13期）（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）平成25年6月21日関東財務局長に提出
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類  
平成25年6月21日関東財務局長に提出
- (3) 四半期報告書及び確認書  
（第14期第1四半期）（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日）平成25年8月2日関東財務局長に提出  
（第14期第2四半期）（自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日）平成25年11月1日関東財務局長に提出  
（第14期第3四半期）（自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日）平成26年2月3日関東財務局長に提出
- (4) 臨時報告書  
平成25年6月24日関東財務局長に提出  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。  
平成25年8月19日関東財務局長に提出  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）に基づく臨時報告書であります。  
平成26年1月31日関東財務局長に提出  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2（株式交換の決定）に基づく臨時報告書であります。  
平成26年5月22日関東財務局長に提出  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4（会計監査人の異動）に基づく臨時報告書であります。
- (5) 臨時報告書の訂正報告書  
平成26年4月1日関東財務局長に提出  
上記(4)臨時報告書 平成26年1月31日提出分の訂正報告書であります。
- (6) 自己株券買付状況報告書  
平成26年2月14日関東財務局長に提出  
金融商品取引法第24条の6第1項に基づく自己株券買付状況報告書であります。  
報告期間（平成26年1月30日～平成26年1月31日）  
平成26年3月14日関東財務局長に提出  
金融商品取引法第24条の6第1項に基づく自己株券買付状況報告書であります。  
報告期間（平成26年2月1日～平成26年2月28日）
- (7) 有価証券届出書（第三者割当増資による増資）及びその添付書類  
平成25年8月1日関東財務局長に提出
- (8) 有価証券届出書の訂正届出書  
平成25年8月2日関東財務局長に提出

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年 6 月20日

株式会社 ソケット

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 吉 村 孝 郎

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 高 木 政 秋

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ソケットの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ソケット及び連結子会社の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ソケットの平成26年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社ソケットが平成26年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
  2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成26年6月20日

株式会社 ソケッツ

取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 吉村 孝郎

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 高木 政秋

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ソケッツの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ソケッツの平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。